

第二章 近世村落の展開

第一節 村切と越石地

越石とは

福生村成立の歴史を記した『神光伝言夢物語』によれば、当村には名主が三人おり、年貢の取立・上納は各名主単位でおこない、村の公用は年番によって勤めていたことが知られる。同書の成立の時期にもっとも近い安永七年（一七六八）三月の村明細帳によっても、福生村の石高が、名主十兵衛預り高のほかに、名主金右衛門預り高五〇石、隣村川崎村（羽村市）への越石高一二三石八升九合と三分して記されている。一章二節の年貢の項で述べたように、福生村の年貢割付状が「文左衛門組」「金右衛門組」「川崎越石」の三通に分けて発行されているゆえんである。しかし「川崎越石」だけにかぎって、年貢皆済目録が福生村側には一通も残っていない。川崎村の旧名主家から見つかるのである。資料の残り方にもよるであろうが、石高が所属し、その石高に応じて年貢が割付けられながら、隣村に年貢を上納する越石地とはいったい何なのであろうか。

越石とは、『地方凡例録』によれば、

一越石とは、知行を割渡すとき、小分の高不足すれども、拾石内外の儀にて分郷になしても、地所并に百姓を引分て渡すことも成がたきことゆへ、地処も百姓も極らず只物成と高計りを遺すを越石と云、仮令バ誰知行式百石相

渡すべき処へ、百九拾五石の村を渡し内五石不足の分ハ小高ゆえ、田畑百姓を分け分郷にハ成がたきに付、隣村の料所^{レシヨ}にても、又は私領にても三百石の村ある此内を、五石誰知行^{チゼウ}へ越石と云て、三百石の村より物成五石分計^{ブンバカ}りを渡すなり、依て越石^{コシコ}へは諸掛り物・人足^{ヒツソク}役等も掛らざる定法^{テイホウ}なり、越石ハ知行の内ながら地頭より取箇^{トリカ}を附ることも成難く、高役割合も相成らず年貢も越石村並の取箇にて相納ることなり、夫ゆへ拾石以上の越石と云ハなし、最早廿石にも三拾石にもなれば越石も致さず高^{タカ}・地処^{ヂシヨ}・百姓とも引分て分郷になすなり（以下略）

とある。この場合、越石高五石は一九五石の村から三〇〇石の村への飛地である。この定義にしたがえば、福生村の越石地は、隣村川崎村への飛地であり、石高としての所属は福生村、村としての所属は川崎村である。

かかる場合、越石地に掛る年貢・諸掛物の取立権は、どちらの村に所属するのであるうか。『地方凡例録』の記述では、越石とは近世初頭の村切りによって設定された行政村の枠組を越える形で知行地割渡しがおこなわれたために、いわば石高の辻棲合せから発生したものとされている。したがってそれは一〇石未満の小高であり、本来その土地に掛るべき諸掛物も掛らず、ただ年貢のみ越石先の村（三〇〇石の村）並の年貢率をもって、受納していたという。

しかし越石一二三石余という高は、すでに越石の概念を越えるほど大きい。小規模ながら一村の石高に匹敵する規模である。これだけの土地が無役地のままおかれるとは到底考えられない。しかも福生村の越石地は、資料の残り方から考えると、先の定義とは逆に、石高の所属する福生村の年貢率によって、越石先の川崎村に年貢を上納していたのである。福生村の越石地を理解するにあたっては、まず第一に、年貢取立権設定の仕方が問題となろう。

第二には、高掛物取立権のあり方である。先に年貢の項でみたように、年貢にはいわゆる本途物成のほかに、諸種の小物成・高掛物がある。しかし福生村の越石地のように、石高の所属と村切りされた村への所属が分離している場

合、越石地の高に掛る諸掛物は、どちらの村に取立権が所属するのであろうか。その窮極の形態が、村入用取立権の所属である。村入用とは村政の運営に係る費用であり、普通高割をもって村民から徴収するものである。それでは越石地に掛る「村」入用を高割をもって徴収する村とは、石高の所属する福生村なのか、村として所属する川崎村なのであらうか。

本節では、文化二年（八〇五）福生村・川崎村間で争われた、越石地に対する村入用取立をめぐる一件から遡及して、広大な越石地発生の要因をさぐっていくことにしたい。

文化二年越石出入一件 文化二年十一月、福生村名主勘次郎外二名が、隣村川崎村幕府領名主庄右衛門、同忠兵衛を相手取り、

代官伊奈友之助役所に一通の訴状を提出した。やや長文にわたるが、ここに示そう。
恐乍ら書附を以て御訴訟申上奉り候

武州多摩郡福生村

村役人惣代

名主 勘次郎

訴訟人

名主忠左衛門煩ニ付代親

善右衛門

年寄市郎右衛門

当御代官所

同州同郡川崎村

難渋出入

相手

名主 庄右衛門

同 忠兵衛

右訴訟人勘次郎善右衛門市郎右衛門申上奉り候、当村方之儀は高九百貳拾五石五斗六升四合壹勺これあり、右之内高百貳拾三石八升九合當時同郡川崎村にて御年貢取立罷有、村入用之義は地元之私共村方にて高割合を以取立罷有候、然る処当丑年村入用金九兩貳朱ト錢三拾九貫九百三文相掛り候に付、例年之通高九百貳拾五石五斗六升四合壹勺之所に割合、高百石に付鑿拾貫六百六十九文五分当村高之内川崎村越石分へ鑿拾三メ六百七十六文相掛り候間、右割合差出し候様申遣し候所、当月六日川崎村及挨拶候は、右村入用相懸り高金九兩貳朱ト錢三拾九メ九百三文之内、金壹兩貳分定使給、金貳兩渡舟打替入用、金五兩貳分貯穀櫃入用、錢貳貫九百七拾四文道作入用、右四口合金九兩ト鑿メ九百七拾四文之内、川崎村越石より差出し候分鑿八貫三百文余之儀は差出し難く、尤殘貳朱ト三拾六貫九百廿五文惣村高割に致、越石掛五貫三百六十文之義は差出し申す可候^非えども、右四品之儀は差出し難旨之を申候間、惣村役人とも立合甲乙なく割合に致候儀に御座候^非えば、右諸入用悲分過分之品少も相掛り候義御座無く候所、川崎村にて難洩致候儀、当村にて越石之内村内小前百姓拾四人所持罷有候処、右之者ども川崎村へ呼寄村役人申聞候は、此度福生村より諸入用之儀難洩に及候間、其段越石所持之者ども一同連印致候様申含候^非えども、右之者ども儀は福生村へ前々より差出し来り候村入用、今更難洩致候連印に相加り候儀致かたく之由之申候、一体私ども組下百姓ども我儘に川崎村へ呼寄せ、右体出入立候儀相勤候ては、福生村を苗代之取計、一村相治り申さず、村役人一同歎ケ敷存奉り候間、以来本村百姓拾四人所持之分御年貢之儀は、居村役人ども方へ相納申度旨之申、且又此節に罷成候ては、外諸入用之義も向後難差出し候旨申断候に付、左候ては往古より福

生村御高内に、紛無御座候所、右様難渋被申掛ケ候ては小前一同相納申さず、難儀至極存奉り候、殊に先年寛保年中、川崎村にて同様村入用差滞り候に付出入及び、御吟味之上川崎村にて可申立様これ無、其後年来滞なく村入用差出し来り候所、其段忘脚致此度村入用難渋仕候義、何とも心得難存奉候、前書申上奉候通、福生村惣高内へ、籠候百貳拾三石余にて、既に御水帳面私ども村方にて所持罷有候処、川崎村高内同様に相心得、自分諸入用相掛ケ可申巧と存奉り候間、是悲無^非く今般御訴訟申上奉候、何卒御慈悲を以相手之者ども召出され、御吟味之上是迄之通り村諸入用滞なく差出し、并本村所持之越石御年貢之義は当村方にて取立候様、仰付させられ下置れ候様願上奉候、右願之通御聞済成し下され候はば有難き仕合奉存候以上（傍点筆者、以下略）（『近世2』12）

福生村の主張は次の三点に要約できる。

①越石地の年貢は越石先の川崎村で取立て、村入用は福生村で高割をもつて取立ててきた。

当年の村入用金九両二朱と錢三九貫九〇三文の内、

②定使給金一兩二分、渡船打替入用金二兩、貯穀櫃^{もぐくび}入用金五兩二分、道造入用錢二貫九七四文の四口合計金九兩鑊^{びた}二貫九七四文を越石高で割った鑊八貫三〇〇文余については差出せないと、川崎村役人が難渋を申掛けてきた。

村入用の取立ては勿論、越石地所持百姓の内一四軒は福生村の百姓であるから、

③この一四軒の越石地年貢についても福生村で取立てたい。

というものであった。ここで福生村が村入用取立権行使の根拠としているのは、訴状文中に傍点で示したとおり、石高の所屬である。この出入一件以前にも文中にあるように、寛保元年（一七四一）四月、両村の間で村入用取立てをめぐ

る争論がおきているが、当時の福生村の訴状をみると、「御年貢一件入用を除、外諸高掛り物之分先名主代迄取来候段紛無御座候」とある。福生村の主張は村入用ばかりでなく、すべての諸掛物の取立権の行使を意識していたと考えられ、川崎村が越石地を自村の分郷と認識していることを強く批難しているのである。

川崎村の返

答書

それでは、これに対する川崎村の返答書を検討してみよう。川崎村は幕府領と三旗本領（柘植組・時田組・武田組）によって構成され、明和二年（七五五）柘植組が上知となつて幕府領に編入されて、一件当時は幕府領と旗本二組の三給入会の村であつた。

川崎村の主張は、越石地に掛る村入用のうち、貯穀櫃入用・定使給・渡船打替入用・道造入用の四口については差し出せないというものであり、福生村の訴状のいい分とはまったく対立する。その理由を返答書の中から示すと、貯穀之儀は軒別人数割合にて貯え置き、諸入用之儀も人数割合に御座候、もつとも当村方にも新田越石等両様も御座候処、決して右之懸り物相掛り候儀御座なく候、然るに福生村貯穀櫃入用相懸可く謂れ御座なく候段、御料私領入会越石所持之百性ども一同之を申し、定使給之儀、私ども村方にて御年貢諸事取置上納仕り候上は、福生村にて定使給相懸可く筋之無き旨之を申し、渡船之儀は福生村草花村両村間にて、右越石ならびに私ども村方より作場之通行所には御座なく候えども、夏秋出水之節五日市村市場通りいたし候義に付、船打替候節は川崎村より金式分宛船渡り初祝之節差遣し申し候、尤も川崎村御料私領家別に取集来り候、其外夏秋年々両度、村中家別に夏は馬持麦式升秋粟式升、馬之無きものは壺升宛、船入福生村新七方より銘々取集め、其上福生村より船入用として、人数之無く越石之分は割合候段心得難旨小前一同之を申し、道造入用之義も右越石百廿三石八升九合川崎村内へ孕込之場所にて、川崎村にて道造等は諸事仕、福生村へ決して世話相成候義御座無く候に付、右入用

差出べく謂れ御座なく候旨之を申す（以下略）

（『近世2』13）

とある。すなわち貯穀櫃び入用については、越石地を含めて川崎村として戸口人数割をもつて入用金を取立てて貯穀をおこなっており、福生村の貯穀櫃の世話にはなっていないとする。定使給についても、年貢・諸掛物取立てに係る定使（「小使」）の諸雑費は川崎村として賄まかなっており、福生村の定使の主目的にかかわらないとしている。渡船打替入用については、それがもつばら福生村本村と草花村（秋川市）間の往来に係るもので、越石地や川崎村本村が渡船を利用する機会はほとんどないとする。さらに越石地の道造りは、川崎村として費用を取立てて工事をおこなっていることなどをあげている。川崎村の主張では、右の四口の村入用は、

①もつばら福生村本村の維持運営に係るものである。

②越石地の運営に関する費用は、川崎村として負担している。

であり、福生村本村に対してこの上村入用を差し出すのは、越石地からの村入用二重取立てである、としているのである。この主張の根拠は、越石地が川崎村の行政下におかれているという、支配の実態である。

さらに川崎村は、越石地に対する錯綜した権限発生の経緯について、返答書の中で次のように述べている。すなわち、「当八拾貳ヶ年已前享保九辰年十月中、岩手藤左衛門様御支配之節、私ども村方にて福生村地所方向百廿三石八升九合所持罷在り候処、福生村役人ども御年貢取立方不埒之儀之有り、御吟味之上則ち高反別之儀、福生村御水帳書抜御役所御判押切帳面御渡し遊ばされ、尤御水帳奥書文面御年貢は勿論高役小物成等迄福生村に差構はず川崎村にて直御上納仕る可旨仰渡され候段」（傍点筆者）とある。享保九年（一七三二）一〇月、越石地の年貢取立てをめぐって、福生村役人方に不正があったのを契機に、越石地は石高を福生村に留保したまま、年貢の取立権は川崎村に移り、越石

表Ⅲ-28 越石地地字別等級別構成表

地 字	等 級 別	反 別 町 反 敵 歩	合計反別 町 反 敵 歩
中 原	上	畑 1.0.3.29	4.8.7.26
	中	畑 1.3.7.05	
	下	畑 1.7.0.22	
	下々	畑 7.6.00	
は け 下	上	畑 3.5.29	4.2.8.05
	中	畑 2.0.2.11	
	下	畑 1.0.6.15	
	下々新	畑 8.0.25 畑 2.15	
小 は け	上	畑 5.0.27	3.2.2.24
	中	畑 3.0.02	
	下	畑 7.3.28	
	下々	畑 1.6.7.27	
神 送 り 場	上	畑 1.5.05	1.8.0.19
	中	畑 3.0.03	
	下	畑 6.0.05	
	下々	畑 7.5.06	
天 神 ヱ 谷 戸	上	畑 1.9.13	1.4.4.02
	中	畑 9.9.03	
	下	畑 2.5.16	
芝 居	中	畑 2.5.18	8.5.06
	下	畑 5.9.18	
萱 立 場	中	畑 4.8.05	5.3.11
	下々	畑 5.06	
大 道	上	畑 1.6.04	4.2.00
	中	畑 1.5.01	
	下	畑 9.18	
	新	畑 .19	
	荻	畑 .18	
小 は け く ほ	下	畑 2.7.13	2.7.13
は け 下 い な り 松	下	畑 1.5.09	1.5.09
下 原	下	畑 1.2.24	1.2.24
林 ノ 下	上	畑 5.10	8.20
	中	畑 3.10	
は く ろ 海 道	中	畑 5.12	5.12
(地 字 な し)	新下々	畑 3.20	3.20

「享保9年11月武州多摩郡福生村越石反別書拔帳」
 (『近世2』4)より作成

検地帳書抜も川崎村に引き渡された。さらに傍点で示された内容が検地帳奥書文面に記されていたことを根拠に、越石地は川崎村の行政下におかれる「分郷」であるとの認識に立ったのは、川崎村としてはもっともな主張であった。しかしながら、この越石地は行政的には川崎村に所属するが、川崎村・高の外にある土地であるから、石高をもって村入用を割り当てることできない、という行政上の矛盾が生じる。そこでこれまで川崎村は現実的な対応策として、川崎村本村の村入用取立てと平行して、福生村の定例の村入用についても、福生村方の上納に応じてきた。しかし臨時の村入用割掛けや、もっぱら福生村本村の行政にかかわる費用の取立て、その増徴を機に、そもその村入用取立

権の帰属をめぐって、異議を唱えたのである。

先に提起した福生村越石地に関する二つの問題点のうち、第一の年貢取立権の設定の仕方についてはそれが政治的な背景を持つものであることを確認した。しかし第二の問題点である高掛物取立権の所属については、両村の主張が真向から対立して判然としない。そもそも一二三石余もの飛地を残した村切りとは、いかにしておこなわれたのであろうか。しばらく古文書を離れて、地理学的視野から越石地の開発のあり方をさぐってみよう。

表Ⅲ-28は享保九年十一月に福生村絵図にみる越石地

村から川崎村に引き渡された「越石反別書拔帳」に基づいて、それを地字別、等級別にまとめたものである。まず地字を頼りに、地域のどの辺りに越石地が存在したかを確認しよう。

図Ⅲ-14は、享保からはいぶ時代が下がるが、天保一四年（一八三三）九月の川崎村絵図である。地

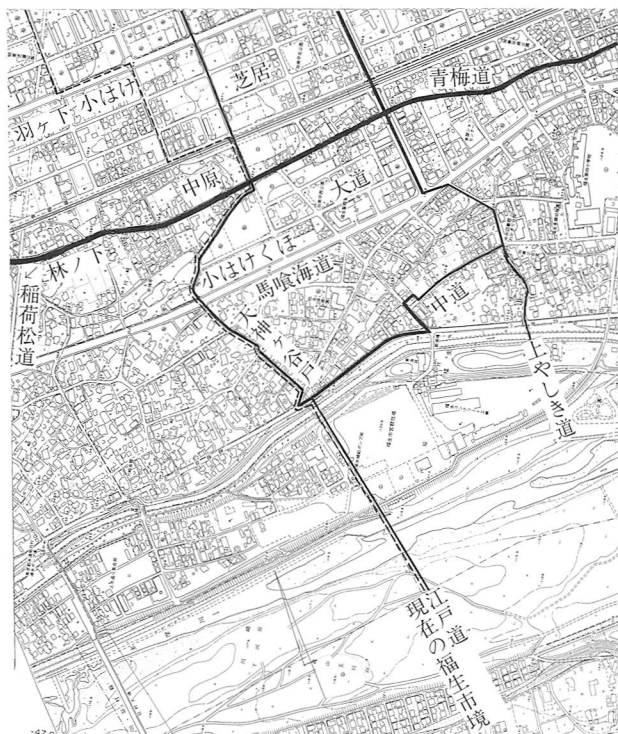


図Ⅲ-15 宝暦3年福生村絵図部分（『福生市史資料編近世1』に加筆）

字のうち「神送り場」「萱立場」「下原」の三つについては確認がとれなかったが、福生村境と記された中道と上やしき道から北の  の部分に越石地が集まっている。地元の郷土史家の証言によれば、川崎村の人たちは上やしき道を福生村との村境と認識していたとのことである。

では福生村の村絵図では、越石地はどのように記されているであろうか。図Ⅲ-15が宝暦三年（一七五〇）の福生村絵図である。川崎江戸道を境にした北に「此辺川崎村越石面」があり、ここも含めて川崎村絵図に記された越石地のすべてが福生村の領域内となっているのである。

川崎村絵図の上やしき道に「福生村川崎越石境 内宝暦十一巳御高入新田入会」と書かれている。宝暦三年の福生村絵図作成直後の宝暦一年に高入れがあり、村境線が移動して、天保一四年（一八四三）の川崎村絵図にみられるような村境線が決まった可能性も一応考えられる。しかし確かに宝暦一年に福生村では新田の高入れがおこなわれているが、四石七斗九合と小高であり、越石地の石高自体は幕末まで変更がないことから、両村絵図の越石地がほぼ完全に重複すると考えてよからう。出入一件で両村の主張が真向から対立するゆえにある。ことに福生村は、「此辺……」と記された越石地はその文言から隣村への飛地という認識があったろうが、川崎江戸道と中道、上やしき道で囲まれた斜

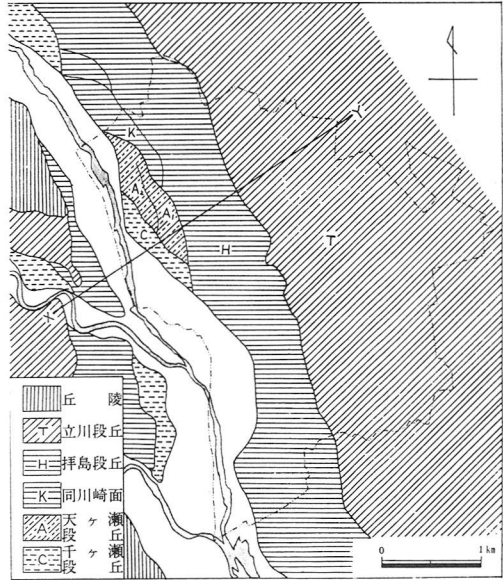


図Ⅲ-16 現在の福生市地図にみる越石地

線の地域には「越石」の表示もなく、あくまで自村領内であって、飛地という認識すらなかったと思われる。先の郷土史家の証言によっても、笠松見通に至る川崎江戸道が福生村と川崎村の村境、と子供の頃から教わってきたとのことである。

村切と越石地 図Ⅲ-16は現在の福生市の地図に越石地の地字をのせ

たものである。立川段丘のはけ下、加美平団地から西の奥多摩街道沿いまで、そして上やしき道から北の地域である。『福生市の地質』（福生市文化財調査報告一〇）によると、「地形的には関東南部に広がる武蔵野台地の南縁部西端に当たり、隣接する羽村町、昭島市などともに多摩川によって台地南縁部に形成された河岸段丘上に存在する。（中略）地質的には台地主部を構



図Ⅲ-17 福生市段丘部(『福生市の地質』より転載)

表土の段丘礫層の層が薄く、生活用水には便利であろうが、耕作地としてはもっとも恵まれた自然環境にあったと思われる。このことは、先の表Ⅲ-28の越石地地字別等級別構成表によってもうなずける。同年の福生村年貢割付状から作成した耕作地等級別構成表(表Ⅲ-29)と比較されたい。福生村は上畑から新切畑まで平均に分布しているが、越石地は上・中・下畑といった高い等級の畑作地に集中しているのである。古くに開発され、地味の鍛練を積んだ土地であったらうと考えられる。

成する古多摩川の氾濫原堆積物である段丘礫層を主体とし、これらの礫層を覆って火山灰層が上位段丘面上に存在するが、多摩川に面する下位段丘面では礫層上を直接表土が覆うのみである」ような土地である。すなわち図Ⅲ-17によって明らかのように、福生市の地形は立川段丘から西へ多摩川に向けて四段の段丘から成り、越石地は「押島段丘の付随的な垂段丘」と思われる川崎面にはぼ存在する。上面の立川段丘は、台地を広く覆う加住礫層の上に段丘礫層、さらにその上に立川ローム層が一・五メートルから二メートル堆積しており、地下水に遠く水の便が悪い。一方下面の天ヶ瀬段丘、千ヶ瀬段丘は、

第1節 村切と越石地

表Ⅲ-29 耕作地等級別構成表

等級	反別 町反畝歩	占有率%
上畑	20.4.3.19	18.6
中畑	17.1.4.18	15.5
下畑	20.5.8.25	15.6
下々畑	16.0.4.15	14.6
切畑	17.2.7.00	15.7
新切畑	18.8.1.26	17.1
計	110.3.0.13	100

享保9年11月「当辰年年貢割付状」
 (『近世2』42)より作成

みえる。

とあり、福生村・川崎村・熊川村の三か村が共同開発された土地であることを物語っている。

また「大悲願寺過去帳」(『寺社』161)には、「同^(慶長六年)辛丑八月十八日福生郷之内熊川村鏡意父」(傍点筆者)との記述が

も子孫なし(略)

(『近世1』1)

『神光仏言夢物語』に、福生村開発の経緯を知ることのできる興味深い記述がある。(二編一章四節)。
 一抑^{そもそも}当村開キ初メ之事、古来より申伝へ候事、昔シ清水但嶋^{たじま}と云浪人者^(唐)壱人、野嶋兵五と云浪人者^(唐)壱人、長田庄
 玄と云浪人者三人集り、相談して当村は清水但嶋開キ初メ(略)

つまりこの三か村は福生郷として共同開発され、開発当初は福生郷のうちの字川崎、字熊川といった分郷だったのではなからうか。『羽村町史』によると、川崎村から福生村へ逆に八八石八斗四升六合六勺の越石地があったことが知られる。資料的制約により、今回の調査ではその実態を明らかにすることはできなかったが、近世の福生村・川崎村成立の背景には、福生郷の開拓のあり方が潜んでいそうである。こうした経緯にもかかわらず、近世初頭の機械的な村切りによって、広大な飛地を越石地として残したまま、村境線が決められてしまったのであろう。

こうした飛地は、享保改革の一環である村の再編成を目的に、年貢取立一件を契機として、本来村として所屬する川崎村の行政下に編成しなとおそうとされたのではなからうか。そのときに石高の移動をおこなわなかったのが越石出入一件の発端であり、為政者の失敗であった。

越石出入 出入一件は翌年二月、提訴以来わずか三か月で熟談内済にて結着をみた。その済口証文は次のとおり
件解決 である。

差上申済口証文之事

一多摩郡福生村役人より同郡川崎村名主三人相手取、村入用難渋出入り出訴し奉り候所、相手之者ども早々罷出べく旨御差紙頂戴相附け候処、相手方よりも返答書を以て夫々御答申し上げ、当時御吟味中に御座候処、扱入立入り双方へ異見差加え、熟談内済仕り趣意左に申上奉り候

一右出入扱入立入り双方得と懸合候処、福生村役人より願出候村入用四口之分滞なく差出し、尤右之内貯穀櫃入用之儀は先規之通り惣掛半高之分、入用帳へ助合と名目を付、并に評曰、此助合は川崎村より福生村へ助合申にはこれなく、惣高より人別は助合之通議なり定使給之儀是迄之通半高懸り割合申可き、其外不正に之れなく村入用之分は、本村並に差出申可評曰、本村百姓承入用は、残らず本知にて懸り候、且又以来争論之れなき様川崎村より別紙一札福生村へ之を取り、其外福生村本百姓拾四軒村懸りと並に懸可也、之者ども越石持高之分、御年貢福生村役人方にて之れを取立、其の時々川崎村へ相渡し、御年貢御上納致すべき筈にて双方納得之上熟談内済仕り、偏に御威光と有難き仕合存奉り候、然上は右一件に付、重て双より御願筋毛頭御座なく候、後証の為連印之済口証文差上申処、仍て件の如し

武州多摩郡福生村

文化三寅年二月

村役人惣代

年寄市郎右衛門代兼

名主 勘次郎印

名主 忠左衛門代親

善右衛門印

同州同郡川崎村

名主 庄右衛門印

同 忠兵衛印

同州同郡五ヶ市村

取扱人 名主 勘平

伊奈友之助様

御役所

(『近世2』12)

川崎村が難波を申掛けた四口の村入用のうち、貯穀糧入用と定使給については、越石惣高の半分に対する高掛りとし、その他不正のない村入用は「本村並」として、福生村に対して差し出し、さらに福生村越石百姓一四軒の年貢について、福生村にてとり立てた上で、川崎村側に渡すこととして、村入用を含む諸掛物は、福生村と川崎村が隔年にとり立てることとなった。

越石地については、福生村を本村と規定したものの、年貢・諸掛物取立権の所属の判断に曖昧さを残した解決であった。越石地が行政的にも福生村に復帰するのは、明治二年（一八六九）のことである。

第二節 小字・小名

『新編武蔵風土記稿』（以下『風土記稿』と略す）の、福生村、熊川村の条には、それぞれ現市域内の地名に関する記事が、次のように記されている。

福生村抄

福生村は、郡の中程より東にあり、福生郷と称す。山口領或は滝山領^{たきやま}福生郷とも云^い。されどその証とすべきものなし。四境、東は中里新田^{なかさと}（立川市）及殿ヶ谷戸村^{とんと}（瑞穂町）にさかい、南は熊川村及び多磨川を踰^{こえ}て下草花村（秋川市）に接し、西は多磨川を隔^{へだ}て下草花村なり。北は川崎^{かわさき}（羽村市）・石畑^{いしはた}（瑞穂町）の両村に隣り、東西凡^{およ}そ三十町、南北二十二町ほど、村名の起りを伝えず。正保の頃は皆畑の地なりしが、今は水田も少々開けたり。

高札場 小名宿^{しゆく}（永田^{ながた}）にあり。

小名 宿^{しゆく}村の中程をいう。新屋敷^{あらやしき}、中福生^{なかふぎ}、長沢^{ながさわ}——以上皆中程にあり。馬喰ヶ谷戸^{ばくろうやと}村の西北。上屋敷^{かみやしき}

——村の西の方也。上内出^{うえうちで}——是も西方なり。牛浜^{うしはま}——熊川村の境にあり。萱戸^{かやと}——東の方なり。

熊川村抄

熊川村は郡の中程にあつて、拝島領に属す。或は滝山領^{たきやま}福生郷とも称す。拝島村^{はいじま}（昭島市）の隣村なれば是今に従う。庄名は失えり。往昔より御領・私領入会の村にて……東西二面は拝島村に堺^{さか}い、西は多磨川を踰^こへて小川^{がわ}・二ノ宮^{みや}両村（秋川市）に接し、乾^{（北西）}の方福生村に犬牙し、北^{（北東）}より良の方まで中里新田・宮沢新田^{みやざわ}（立川市）に

第2節 小字・小名

表Ⅲ-30 福生市の地名変遷表 (1)

村名	江戸期		明治期		現在(福生市)	
	伝承名	新編武蔵風土記稿	地租改正時 大字	小字	大字	小字ほか
武蔵国多摩郡小宮領(福生郷)福生村	(石浜)	牛浜 (17戸)	福生 1-117番	牛浜 117筆	牛浜 1-163	昭和24.6.11. 成立
	下	萱戸 (8戸)	福生 118-520番	(萱戸)茂志 397筆 (原ヶ谷戸) (中福生)	志茂 1-244	昭和24.6.11. 成立 {萱戸 原ヶ谷戸
		原ヶ谷戸 (16戸)			福生	{中福生 原ヶ谷戸
	中	長沢 (59戸)	福生 521-1178番	(長沢) 奈賀 658筆 (永田)	福生	(長沢)
					本町 1-142	昭和24.6.11. 成立
					東町 1-13	昭和59.3.1. 成立
	上	上内出 (25戸)	福生 1179-1792番	加美 614筆	福生	(永田)
					加美平 1・2・3丁目	(加美)
	ハケ上	上屋敷 (23戸)	福生 1793-2937番	武蔵野 791筆	福生	昭和54.2.1. 成立
					武蔵野台 1・2・3丁目	{武蔵野 横田基地
福生村	河原	記入ナシ	福生 2938-3330番	二宮 武蔵野富士塚	福生二宮 (2422-2488)	昭和45.7.1. 成立
					北田園 1・2丁目	昭和59.8.31. 成立
福生村	河原	記入ナシ	福生 2938-3330番	河原 393筆	北田園 1・2丁目	昭和50.7.28. 成立

隣れり。東西僅に
一町、南北二十町
許……陸田のみに
て水田なし。
高札場 一は村の
南(幕府領分)
一は小名内出(旗
本田沢領分) 一
は鍋ヶ谷戸(旗本
長塩領分)にあ
り。
小名 牛浜―福生
村の堺をいう。
内出―村の中央。
鍋ヶ谷戸―是も中
央にあり。(「南」
の記載がない)

表Ⅲ-31 福生市の地名変遷表 (2)

村名	江戸期		明治期		現在(福生市)	
	伝承名	新編武蔵風土記稿	地租改正時		大字	小字ほか
			大字	小字		
武蔵国多摩郡拝島領(福生郷)熊川村	南	(南) (31戸)	熊川 1-196番	南 196筆	熊川	(南)
	内出	内出 (41戸)	熊川 197-517番	東 320筆	熊川	(内出)
	鍋ヶ谷戸	鍋ヶ谷戸 (55戸)	熊川 518-922番	北 402筆	熊川	(鍋ヶ谷戸)
	牛浜 (石浜) (横新田)	牛浜 (31戸)	熊川 923-1058番	牛浜 135筆	熊川	(牛浜) (横新田)
	ハケ上	記入ナシ	熊川 1059-1712番	武蔵野 659筆	熊川	{(武蔵野) (横田基地)}
				(熊川二宮)	熊川二宮 (2547)	昭和59.8.31. 成立
	河原	記入ナシ	熊川 1713-2786番	下河原 (1073筆)	南田園 1・2・3丁目	昭和50.7.28. 成立

注 『新編武蔵風土記稿』は文政5年(1822)多摩郡の部成る。
「地租改正」は、明治6年(1873)開始 同14年頃完了した。
石浜・横新田は、何れも牛浜地区の異称である。
江戸期地名下の数字は、幕末期の戸別帳による戸数。

次に、地租改正においては、耕地を一筆ごとに測量して、地目・反別・地価を決めて「地券」を発行し、近代における最初の「土地台帳」が作成されたが、ここに記された地名・区画の変遷は、別表Ⅲ-30・31のようになる。

明治二二年(一八九六)四月、「市制町村制」施行の際、新村を構成した旧村名は、原則として、新村の「大字」として地名を残した。福生村と熊川村は、二村組合役場をもって事務処理をおこなうこと五〇年間、昭和一五年(一九四〇)一月一〇日、両村合併して町制施行にともない、福生町大字福生と、同大字熊川となった。

町制施行の前後から成長する町勢に対処するため、都市計画による区画整理がつつぎに実施された。

昭和二四年六月一日、大字熊川、大字福生の一部が、牛浜・志茂・本町と更正された。下って、同四五年（一九七〇）七月一日、大字福生の一部に、武蔵野台一・二・三丁目が誕生する。同五〇年七月二八日、大字福生字河原地区が、北田園一・二丁目、大字熊川字下河原地区は、南田園一・二・三丁目となる。ついで、同五四年二月一日、大字福生の一部に、加美平一・二・三丁目が誕生した。同五九年三月一日には、大字福生の福生駅東口の一部が、東町となった。

昭和五九年八月三十一日、大字福生字武蔵野富士塚は、大字福生二宮と、大字熊川の一部を、大字熊川二宮とそれぞれ地名変更した。

大字福生

福生という地名は、誰がつけたのであろう。文字と、その読み方が珍しいので諸説があるが定説はない。

「始に言葉ありき」（『ヨハネ伝福音書』）というように、遠い九〇〇〇年の昔に遡れる縄文時代の人たちが、ささやいていた言葉であったかも知れない。元来地名とは、「二人以上の人の間に共同に使用せられる符号である」（柳田国男『地名の研究』）といわれている。古代の人々は、素朴な感覚から直感的に地名をつけたと思われるという。

吉田東伍『大日本地名辞書』には、「福生、生字をサの音に仮れること、その故を詳にせず。この村及熊川村は、近世押島領の中なりき」とあって、その語源には触れていない。それゆえにこそ、珍重すべき地名だともいえよう。

『福生町誌』には、諸説が紹介されている。

その一は、麻の古語である総・房からきている。麻の生える地―総生などから、転訛を繰り返してフッサとなった。房村と書かれた文書も散見する。いつの日にか、意字である漢字の中から、「福」を「生む」という文字を故事つけ

て、現在の「福生」になったものと考えられる。

(注)『続日本紀』^{しゆくにほんぎ}和銅六年(七三)五月の詔に、「畿内七道諸国郡ノ名ハ、好字ヲ著ケヨ」とあり、さらに『延喜式』延長五年(九七)に、「凡ソ、諸国、部内ノ郡里等ノ名ハ、並ニ二字ヲ用ヒテ、必ス嘉名ヲ取レ」と、あった。

その二は、アイヌ語説で、湖口をフチといい、片ほとりをチャと発音することから、かつて東日本に住居していたと考えられるアイヌ人が、「湖のほとり」とした「フッチャ」が、後世「フッサ」に転訛したのではなからうか。『武藏名勝図会』には、「土人の方言は、フッチャと唱う」とあり、現在でも周辺の年寄りで、フッチャまたはフッツアと聞える発音をする人がいる。

ブッセー泉の湧くところ、湧水という意味からか、市内の長沢縄文遺跡地周辺には素晴らしい湧水があった。

また、フッサという言葉には、二つの意味があるという。一つは木の梢や枝の先端。もう一つは清い泉を常緑樹の葉につけて、病にかかった人とか傷ついたおれた人にふりかけると、その人が蘇生するという。

その三は、フサとは、「阜沙」ではなからうか。阜とは丘とか土山の意で、沙とは砂原・川岸^(かわぎわ)ということ、福生の地形や地質がそれによく合っているから、このフサに当地方の慣習であるッを添加して「フッサ」と呼ぶようになったのではなからうか。

以上の諸説が述べられたが、人々が集団を形成して社会生活を営み、必要に応じては、他の土地と区別するためにつけた地名だとすると、文字の発生よりはるかに古いものとも思われ、「久しい間、人の口から耳に伝えられていたもので、適当な文字はなかったのである。しかるに地図ができて文字を書き入れなければならぬようになって、村の和尚などと相談してこれをきめた。その文字は十中の八、九までは当字である(柳田国男『地名の研究』)。

「福生の人たちも、博学な村の和尚に相談したところ、仏語で〈生飯^{さば}〉という語があることから、素直に、サの音に生の字を充てて、〈福生〉の地名が生まれたものであろう」とは、清岩院三〇世牧宗師の説かれたところである。

(注) さ・ば〔生飯〕(仏) 日常の供膳の飯の上部を少し取り分けて側におくこと。鬼神または鳥獸などに供するもの(『広辞苑』)「板屋の上にて、鳥が齋^{とき}の生飯食ふ」(『枕草子—二五六』)「さわがしきもの」として、また、「齋の生飯をば、屋の上に打ちあげ候べきか」(『語燈録』。鈴木樹造『多摩の地名語源考』は、「生をサと読まないことはないが、福をフツと読ませるのは無理である。仏・払でもよいはず、なぜ、福の字を当てたのであろうか」という。ヨモギ(蓬)の方言に、フツクサ(鹿兒島)フツチ(同上)フツ(山口・九州)ブツ(熊本)があり、ほとんどが九州方言ではあるが、古くは多摩でも用いられていたと思われる。仏平(ブツダイラ、古くはフツヒラ—八王子市恩方町醍醐)、払沢(フツサワ—檜原村・青梅市三田)などの地名が残っている。そこで、「福生はフツクサの当て字ではないかと考えられるのだと。五月の節句には、菖蒲^{しょうぶ}とともに蓬を軒にさす、悪鬼を追い払う草という。邪気を払い、福を呼ぶ草が蓬であるならば、福生の文字は単なる当て字ではない」と、説かれている。

山梨県塩山市に、福生^{ふこうり}里村がある。江戸末期の村高四五石余(『旧高旧領取調帳』)の農村である。山間の深い堀のような地形にちなみ「深堀^{ふかほり}」と呼び、これが転訛したとか、山に囲^{かこ}まれて囊^{ふくろ}のようであることから、ふくろ・ふくらなどといわれ、後に福の字をあてたともいう。(『甲斐国誌』)

地名を漢字化することによって、元の名の意味にかかわらず同音であれば、嘉名であればとの当字(表記)方法がいま、地名を追う人たちに、大きな混乱を与えていることも事実である。

福生という文字の初見は、一一世紀に遡^{さかのぼ}るもので、先年秋川市史編纂過程で発見報告された。

武蔵武士団の一つ、小川氏を追跡調査中、鹿児島県甕島村塩田行之家所蔵の『小川氏系図』からであった。

○平山宗末「寛治元年（一〇六七）多衛郡福生村 八苞」とあり、多衛郡とあるのは、多摩郡の間違いとみられる。

○平山季重「保元三年（一一五〇）福生村賜御下文」

○平山俊重「文治三年（一一七二）九月十三日 平山福生両村譲得訖」等々（『秋川市史』）

『和名鈔』所載の多摩郡一〇郷の内には、福生郷はないが、中世に成立した郷名として、『風土記稿』にあげる多摩一六郷の中に「福生郷（合村二）」とみえる。

応永年間（一三五四—一四一七）創建と伝えられる、古刹福生山清岩院・玉応山福生院の山号や院号など、永禄四年（一三五七）北条氏照発給の朱印状には明らかに「福生郷に於いて……」と認められている。

福生村の小名 福生村の小名として、牛浜・萱戸・中福生・長沢・宿・新屋敷・上内出・上屋敷・馬喰ヶ谷戸が挙げられている。

『風土記稿』編纂の頃には、ハヶ上と呼ばれた現在の武蔵野あたりは、水利に乏しい無人無住の雑木林や、ススキの原で所々に新田（開墾地）が作られたが、主に秣場まぐさばや萱刈場かやかりばとしての入り合い地であった。多摩川あたりの河原地区もほとんどが石河原で、点在するわずかな開墾地も年ごとの出水に脅かされる始末で、集落としては次のとおりである。

○牛浜うしはま—熊川村の境とある。江戸道（五日市街道）筋に沿って、幕末期の民家一七軒。安政六年（一八五五）の「牛浜出水図」（藤雲嶺画、渡辺治衛家蔵）によれば、街道筋らしく、豆腐屋・二八そば・馬立場と足袋屋などが描かれている。かつては、「石浜いしはま」と呼ばれ、『太平記』武蔵野合戦にゆかりの地との伝承もあるが、史実からはさだかでない。

斎藤鶴磯『武蔵野話』では、「牛浜は原なりしが、御入国（徳川家康）の後、福生村・熊川村の農民此の地を開発して居住する事となりぬ」とあるが、村の成立期や地名のおこりは未詳で、定説もない。

菊池山哉『東国の歴史と史跡』は、「多摩川の急流をまさか河原でも浜とは言うまい。況んや、牛浜は台地である。牛場間ではなからうか。牛場間とは牛込と同意義で牧牛が多くいた。または、牛を野飼にしておった時代があったのでは、それかあらぬか、牛坂・馬坂が近くにあるという。この辺は、承応年間、玉川上水を引いてから村が出来始めたものであるから、それまでは、いずれの村かの牛込であり、馬込であった時代がありはしないか」。事実、古老の方たちは明らかに、ウシバマなる呼び方を伝承している。

○萱戸―牛浜につづいて村の東方。幕末時の民家八軒。中福生の次、三男がハケ上の萱刈場に分家して村造りをはじめたもので、庭場のつき合い、村祭りなど、本村とともにしている。地名は、カヤ（ススキ）の生えている場所のことで、とは、所・処の字をあらわせることからであろう。

○中福生―村の中程。幕末時の民家三七軒。段丘下の低地で中程とあるが、福生村としては東方で、萱戸・牛浜および原ヶ谷戸を合わせて「下志茂」と称していた。下駐在所・志茂第一・二町会などの呼称が今も残っている。

○長沢―宿・新屋敷を含めて村の中央なので「中奈賀」という。幕末時の民家五九軒。村内最大の集落で、台上の氏神両体権現や薬師堂を囲む森と、その裾から湧き出る泉は、堂川となり村内を潤した。段丘下の集落なので、中の沢がいつか長沢に転訛したのだといわれる。北側の江戸道には「堂坂」があり、「堂前」と呼ばれる民家もある。

○宿―村の中央であり、高札場もあり、幕末時の民家五〇軒。多摩川（福生の渡し）を渡り、平井村・五日市町・檜原村へつづき、宿橋（玉川上水）を経て日光街道に通ずる下江戸道と、宝蔵院橋（宮本橋）を経て堂坂を上る上サ江

戸道^{どみち}とはさまれた、村の中枢であったからの呼び名であろう。宿通りは、上・下宿にわかれている。

○新屋敷―宿の人たちが、隠居・分家などから下手^{しもて}（東側）の農地へ居を構えたからで、下宿に含まれている。

宿・新屋敷を含めて永田^{ながた}ともいう。検地帳には見えぬ地名ゆえに新しい呼名であろう。長沢（奈賀沢）に対する奈賀^なの田―永田ではあるまいかともいうが、福生の水田は、後年に至り河原地区に開墾造成されたものであった。

○上内出―村の西の方、幕末時の民家二五軒。上サ江戸道で長沢に接した集落である。熊川村と対岸小川にも、内出がある。内出・内出すとすれば、検地の結果、表高より多くなったとき、表高をのぞいた余分^{よぶん}、竿余り・出目・増分^{ましぶん}などをいい、また、丘陵の舌端地、海岸、湖岸に張り出した浜として、打出^{うちで}の浜（大津市膳所ほか）がある。打出とは新しく開拓した所、本家に対して分家のことをいい、分家した家の家号を「打出」といっているところもある。

しかし、当村の内出はちがうようである。一説に、滝山城の北条氏照が、物見用の拠点を設けた地点であったとの伝承もある由で、上^{うへ}の方（西方）のそれであるとか。

保坂芳春『秋川市地名考』は、秋川市大字小川に小名「内出」があるが、「ウチデをウチとデと分けて考えてみたい。ウチは内で、ウジ（字治・氏）にも通ずる。ウチとかウジという地名は古代の地名にも多い。ミウチ（身内）・ウチワ（内輪）の内と同じく、一家親族、一族一門などの血族集団を意味する」松尾俊郎『日本の地名』を引用し、デをダ（田）とみなして「内輪のことに利用した田（私田）」という説を紹介している。

○上屋敷―村の西の方、幕末時の民家二三軒。ウエヤシキとも呼ぶことから、宿・上内出よりさらに小高いハケ上にあることから称えたのか。一説には神明社・八幡社・稲荷・弁天祠・金比羅祠などが集落内に勧請されていたことから神屋舗^{かみやしよ}などと呼ばれ、石仏祠銘などにも刻まれている。地頭などの屋敷跡、そのほかの伝承はないという。

○馬喰ヶ谷戸―村の西北、川崎村（羽村市）境で、幕末時の民家一八軒。馬喰竹ともいう。庭場の氏神として天神様（天満宮）を祀ることから、天神カイトともいわれて、延宝二年（一六七四）「小宮領福生村検地水帳」に登場する。

地名については、玉川上水縁りの湧水地に豊富な草地や竹林があつて、馬飼いの適地であつたから、あるいは馬喰の竹なる者とか伯楽にちなむ伝承もあるがさだかではなく、天の宮とも呼ぶが近代のことで「検地帳」にはない。

上内出・上屋敷・馬喰ヶ谷戸は、いずれも村の西の方、上手に位置することから「上」、後年「賀美」と称していた。

○原ヶ谷戸―『風土記稿』には、小名として挙げてはいないが、寛文九年（一六六九）「武蔵国多摩郡福生村検地水帳」にみられる。村の東方の台上に幕末時の民家一六軒。長徳寺檀家三戸、他は清岩院檀家なので、中福生からの人たちが開拓した集落であろう。地名は、ハケ上深い谷地に集まったことから、水に恵まれて浅井戸で済んだという。

寛文八年八月、代官雨宮勘兵衛による「福生村武蔵野新田申之御縄水帳」には、ダイ・福生野分として、畑合三五町九反五畝二〇歩が開発されていることが報告されている。

大字熊川

熊川の地名もまた諸説があるが、熊の字にこだわる伝承が多くて定説はないようである。

むかし、多摩川に大水が出て、山奥から大きな熊が漂着したことによる、との素朴な伝承がある。

クマとは、隈・曲・阿であり、湾曲して入り込んだところ、かたすみ、かど、などである。多摩川の本流沿いに大きく弓状に湾曲した段丘上に発生した集落なので、曲った川―隈川と呼ばれたのではなからうか。

熊谷市（埼玉県）の語原に、曲谷の意で、荒川谷の北岸で大きく蛇行していたことからおこったとする説がある。神奈川県熊坂村（愛川町）は熊野権現に向う七曲坂、曲の坂が熊野坂となり熊坂と転訛した（『愛川町郷土誌』）。

九州、特に福岡県には、川の曲りこんだ奥の意の地名として、限くまが多く用いられているという。「限を熊の字に当てた理由には、原始民族のもつ潜在的信仰観からではないかと、強くたくましいイメージから来た場合などというところあるようであるが、十五世紀、室町時代には熊川村と使われていたのはたしかである」(保坂芳春『多摩の地名』)。

慶長一二年(一六七) 加藤清正が隈本城を熊本城と改めた故事が伝えられている。

一説には、韓国人渡来説もあり、奈良時代頃、武蔵国に韓国人が多く移住して、韓国文化を齎もたらしたが、当地に、熊を神として信仰する高勾麗系の人々が移り住んで熊川といったのではないか(森田潤三『熊川地名考』)。

その他、「日本の古代文化や地名、姓氏などをむりに韓来文化と結びつけて解釈しようとする傾向のあらわれのようで、やや説得力に欠けるのではあるまいか」(保坂芳春前書)。

熊川という文字の初見は、礼拝宮(熊川神社)の棟札に「蔵州多東郡熊川村 千時正長二乙酉歲霜拾五日」とある。正長二年(一四元)は、己酉年であり、同社再建のための棟札には、慶長二年(一五七)二月十六日願主一乗坊とあり、助成者七〇余名が記録されていることなど、集落の様子もうかがい知れるところである。

熊川村の小名 熊川村の小名として、南・内出・鍋ヶ谷戸・牛浜があり、ハケ上と呼ばれた武蔵野、下河原と呼ぶ多摩川沿いの河川敷地区は、新田開発が進んでも集落として利用されるのは、明治期に入ってからで、

福生村と同様であった。

○南みなみ村の南、幕末時の民家三一軒。幕府領として代官支配地であった素直な地名である。去る年の多摩川大洪水のため集落の一部が決壊流失したので、牛浜地区に移住したという。横新田とよばれる地区の人たちといわれる。

○内出うちで村の中央、幕末時の民家四一軒。旗本田沢氏の知行地で、真福寺境内の墓所は、市指定文化財である。

地名の由来は、福生村の上内出の項で述べたとおりであるが、北条氏滝山城への拠点とすると、滝山城の築城は、大永六年（二五六）のことであり、周辺より出土する板碑などの遺物からも村の成立はさらに遡るものといえよう。

○鍋ヶ谷戸―ナベゲートと呼ぶ者が多い。これも村の中央とあるが、『地籍台帳』では「字北」で、内出は「字東」である。幕末時の民家は五五軒。旗本長塩氏の知行地で、福生院境内の墓所は、市指定文化財であり、鎮守礼拝宮（熊川神社）本殿は、東京都有形文化財に指定されている。

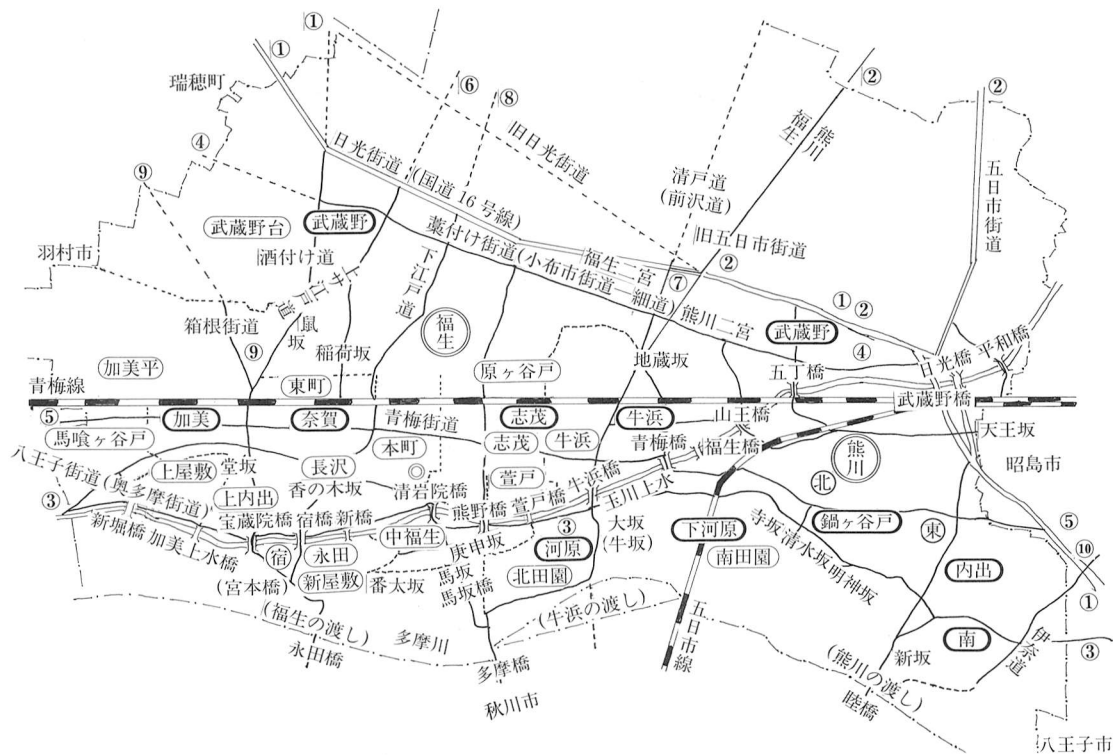
地名の由来としての定説はないが、「熊川は風当りの強い原なので、窪みのある処から開けた」との伝承がある。

武蔵野の空っ風（からかぜ）に対抗して、山添いの斜面や、南面した盆地、鍋底のような窪地に集落を構えたことはうなずける説で、鍋ヶ谷戸は、まさにそのような地形であったという。

○牛浜（うしはま）―福生村の界、幕末時の民家三一軒。江戸街道に沿って、福生牛浜（ふくうし）と熊川牛浜（くまうし）の集落が相對している。

街道筋のこととして、二八そば・旅宿二軒・馬立場・雑貨や・建具職・寺子屋師匠などの家並がつづいていた（福生村牛浜の項参照）。崖通りの奥多摩街道沿いの民家二〇軒ほどを、横新田（よこしんでん）とも呼んだ。これは先年、大洪水で決壊流失して移住した南の人々だという。牛浜全村が、幕府領名主支配下であったこと、菩提寺が南の千手院で、村内の共同墓地も同寺持ちであるなどから移住説もうなずけるが、その時期などの記録未詳で、村の成立は福生村牛浜と同じであろう。

寛文八年（二六六）八月、代官雨宮勘兵衛による「熊川村武蔵野新田申之御縄水帳」には、小ハケ上・北・熊川新田・熊川野分として、畑合一四町九反八畝一三歩が開発されていることが報告されている。



図III-19 福生市の道と坂と橋

福生の道と

坂と橋

村ができて、人と人とのふれあいだけでなく、村と村との交流や物や文化を運ぶための道・坂・橋ができる。

(1) 日光街道

大山道、道者道とも呼ばれた国道十六号線である。拝島から武蔵野を過ぎて、箱根ヶ崎に向う。かつて、八王子千人同心が、日光山東照宮警護のため往来したことによる。大海道・大道ともいう埼玉往還である。

(2) 五日市街道

江戸道、東京海道とも呼ばれた主要地方道の杉並五日市線である。牛浜の渡しから、牛浜橋（玉川

上水）、武蔵野を過ぎて砂川街道（立川市）につづく。かつては、江戸への至近道路として重宝されて賑わった。

(3) 奥多摩街道

八王子道として、拝島渡しを経て八王子に向う道だったが、主要地方道の立川・青梅線となった。

(4) わら付街道

小布市（青梅市）道で、日光街道に平行しているので「細道」とも呼ばれていた市道幹線である。

(5) 青梅街道

川崎（羽村市）から、福生・熊川を経て拝島に向う。この辺りでは「府中道」ともいう市道幹線。

(6) 上サ江戸道

宿から、宝蔵院橋、堂坂を経てハケ上へ、石畑（瑞穂町）から江戸道に結ばれる、市道幹線である。

(7) 清戸道

前沢道ともいう。牛浜地藏坂下から、中藤（武蔵村山市）を経て、前沢（東久留米市）・清戸（清瀬市）

に向う。戦国期、北条氏照が「滝ノ城」や、清戸番所と「滝山城」とを結んだ重要な道であったとの伝承がある。

(8) 下江戸道

宿橋（玉川上水）より「香ノ木坂」を経てハケ上武蔵野を過ぎ、石畑で上サ江戸道と結ばれている。

(9) 箱根街道

五日市辺から、草花村、福生の渡し（永田橋）を経て、上サ江戸道に合し、堂坂上からわかれて、川

崎・石畑両村を過ぎて、箱根ヶ崎（瑞穂町）へ向う。扇町屋（入間市）往還として商取引などから重要な街道であった。

(10) 伊奈街道

伊奈（五日市）の市が栄えた江戸初期、また、伊奈石による「石臼運上」などから、小川村（秋川

市)、熊川の渡しを経て、鷹場塚・檀子山から拝島村・砂川村へと向う道だが、崖崩れで新道を造り、新坂という。

(1) 鎌倉街道 中世の街道、鎌倉道は各地から鎌倉(神奈川県)へ向う道の総称であった。多摩川を越えて八王子方面に向うほとんどの道に、鎌倉時代の伝承を遺していて、名もない小道にも、さまざまなことが語り伝えられている。

坂

多摩川によって形成された河岸段丘地帯に生まれた集落は、かずかずの坂によって結ばれていた。

○天王坂 稻荷坂ともいう。内出の牛頭天王社は拝島駅の近く、旧日光街道の脇、現在稻荷社がある場所に祀られていたことから、南に下る坂を天王坂といった。今は、真福寺に隣接した神明熊野両社合殿(『風土記稿』は、村南、村内真福寺持とある)に合祀され、「八朔天王まつり」が、村人伝統の行事として今も引きつがれている。

○新坂 熊川南の伊奈道が崩壊し(年代未詳)、内出境を真福寺前から熊川渡し道に下る、新道を開削したという。

○明神坂 熊川神社(旧礼拝大明神)の西側、ハケ下の下河原へ下る道、田方開拓や、作場道として重宝された。

○清水坂 鍋ヶ谷戸の中央部から下河原への道。ハケ下には所々に湧水があったことから名付けられている。

○寺坂 福生院(鍋ヶ谷戸)の南側を下河原への道、農道として村人に大いに利用されたことであろう。

○大坂 五日市街道の牛浜の坂で、かつては村人難儀の急坂であったことが偲ばれる。行人が坂を上りつめての休息所として二八そば、宿屋までが営まれていたという。「石浜合戦」ゆかりの坂というが、さだかでない。

○地藏坂 牛浜の宿場をすぎて、現在市民会館の横の坂をいう。享保元年(一七二六)銘の牛浜地藏尊が造立されていたことによる。今は千手院共同墓地に遷座された。

○庚申坂 熊野橋(玉川上水)際に、庚申塚があって、ハケ下の中福生に下りる道をいう。坂上の萱戸に「熊野山

王稻荷三社合殿 社地村除」があったことから、橋名も「山王橋」とも呼ばれた。庚申様は、清岩院門前へ遷座した。

○馬坂 うまさか 清岩院橋から、多摩川の渡し場へ行く途中、こゝも馬力ならではの難儀な坂で、下に「馬坂橋」があった。

○牛坂 うしざか 牛浜大坂の異称だともいう。馬でも登れぬ急坂であったと伝えられている。

○番太坂 ばんたざか 中福生と永田の境辺の小さな坂で、番太郎とは江戸時代の、町村の走使いまたは警護をしたものゝとある。坂の付近に取締用の詰所でも設けられていたものか、伝承ではここに飢饉に備え「稗倉」ひえくらがあったという。

○稲荷坂 いなりざか 福生駅東口から、東に向う旧道の坂をいう。坂下に「馬喰稲荷」が鎮座していることからいう。

○鼠坂 ねずざか 上サ江戸道を堂坂よりさらに大バケへの、東京法務局福生出張所北側の坂をいうが、語源は未詳である。

○香の木坂 かうき 宿橋から下江戸道を、ハケ上（福生駅西口）に至る坂で、ここに長沢の田村氏一三家の共同墓地があり、「香の木―櫛・櫛」しきみ・しきびの生け垣に囲まれていたことによる。明治末年、清岩院の墓地にいずれも改葬されている。

○堂坂 どうざか 長沢薬師堂（福生神明社）北側の小坂で、これにちなみ堂川があり、堂の前（家号）などの名も残る。

○五輪坂 ごりんざか 長沢田村家（福生一一五四）南側の小坂ながら、改修中五輪塔（年代未詳）出土の伝承による。

渡し場 街道に不離な関係があり、他地域との交通をとりもつものとして、渡し場（渡津）としんがあり、橋が生まれた。

○福生渡 ふっさあわし 草花村（秋川市）と宿（永田）とを結ぶ多摩川にあった。

明治八年（一八五）九月からは、官許の公然渡津となったが、常備の船一艘、毎年十一月より三、四月の頃までは、土橋を架けて、近傍諸村便利のためと、諸掛は村持で運営していた。

○牛浜渡 うしはまのわし 森山村（秋川市）と牛浜を結ぶ多摩川にあった。

近世において幕府や藩は、支配体制を強固に維持していくために社会秩序を固定しておく必要がある、士農工商という身分制度を定めていたことは広く知られています。この四民の下に、「えた」・「ひにん」などと呼ばれる賤民の身分も設けました。賤民とされた人々は職業や居住地を制限されたばかりでなく、結婚や服装など生活のさまざまな面で、その他の身分の人々よりさらにきびしい差別をうけました。こうした制限や差別を幕府や藩が設けたのは、農・工・商からの支配階級である武士に対する不満や批判をそらすためであったと考えられています。

今回の市史編纂にあたり、坂の名を調べたなかで「番太坂」の地名があります。この地名は、当地では歴史的に伝承されてきたものです。番太について『広辞苑』では「江戸時代、町村に召し抱えられて火の番や盗人の番に当たった者。非人身分の者が多く、番非人ともよばれた（以下略）」と記述しています。部落解放研究所編『部落問題事典』（番非人・番太の項）では「番非人は非人番または番人ともいわれ、近世の村落において、村の治安を守り、警察機構の

末端を担当した非人身分の番人で、番人小屋が提供され、番人給が支給されていた。(以下略)」とあります。

福生村には享保一九年(一七三四)の村明細帳によれば「非人壺人」と記されていますが、その非人がどこに居住させられていたかなどについては、まったく史料も伝聞もありません。その点で、この坂の記述は概略的なものとなっています。

このような身分制度については、明治四年(一八七一)、いわゆる「解放令」が布告されて、形の上では差別がなくなったとされていますが、長い間の制度的慣習は急速には解消されず、今でもいわれなき差別が存在していることも事実です。この同和問題を解決するため、今日、国をはじめ各自自治体においても各種の取組みをしているところです。

近世において福生村・熊川村も他の周辺村々と同様、右のような支配を受けてきたことを考え、凡例のなかで、プライバシー及び基本的人権に関する記述についての基準を示したのもそのためです。

福生の渡と同様に運営していたが、後年、森山村に業務を移譲した。大正一四年（一九二五）多摩橋竣工により解消された。

○熊川渡 小川渡ともいった。伊奈道への渡し場として村持で多年経営して、毎年冬・春は仮木橋を架設していた。昭和五七年四月、待望の「陸橋」が開通した。

橋

多摩川にかかる橋は、上流から、永田橋・多摩橋・睦橋と、かつての渡津は近代的に整備された。

玉川上水にかかる橋も、かつては、架渡・修繕ともに一村民費として、そのすべては「作事橋」としての扱いだった。

○新堀橋 川崎村境に近く、神明橋または馬喰橋とも呼ばれ、元文五年（一七四〇）上水掘替のため改められた。

○加美上水橋 昭和二年（一九一七）福生駅から下河原駅まで一・八キロメートルの砂利運搬用の鉄道が布設されていたときの鉄橋を、昭和五九年四月、加美上水公園開園に際し、歩道橋として改装の上転用したものである。

○宮本橋 宝蔵院橋といって、かつて橋畔には真言宗宝蔵院があり、明治二年（一八六九）六月住職宮本憲道（改豊恭）が還俗して廃寺となったことから橋名も自ら改められたもので、明治元年神仏分離令による時代相がうかがえるのである。

このほかに○宿橋―○新橋―○清岩院橋―○熊野橋―○萱戸橋―○牛浜橋―○青梅橋―○福生橋―○山王橋―○五丁（念仏）橋―○武蔵野橋―○日光橋―○平和橋の二三橋と鉄道橋三橋がある。

◎印のものは昭和期に新たに架設されたものである。

「検地帳」に 検地とは領主が、自分の支配地の生産力と生産者農民を把握するためにおこなったものである。検
みえる小地名 地帳は村ごとに作成され、村内の総耕地が丈量され、田畑一筆ごとに地目・等級・面積・石盛と、
その土地にかかる貢租を負担する耕作者（本百姓）の名が記されている。検地帳には、小地名が書かれているので、
地名研究の上からは貴重な資料となる。しかし、時代もへだたり、土地の状況も変化して、これらを現在の土地に比
定することは、困難である。

福生村分として現存する資料から見ることにする。

○寛文八年（二六八）「福生村武蔵野新田申之御縄水帳」 検地役人 雨宮勘兵衛 外三名

ダイ 以上 一字

○同 人

福生野分 以上 一字

○寛文九年「武蔵国多摩郡福生村検地水帳」 検地役人 雨宮勘兵衛 外三名

ハケ下 大道外 大道内 下原林キワ 原カイト 小ハケ ヒガシ井土 ドウ面 斎藤竹 大門 上ノ原 以上 二字

○寛文一二年「武州山口領之内福生村亥御縄打帳」 検地役人 中村八郎左衛門 外三名

ウシバマ 新田ウシロ 原海道 三ツ塚 天神海道 上屋敷 目クロ海道 上内手 屋敷ゾヘ 林下 ハシ場

池ノ上 上大道ケ内 カヤ立場 上大道 カミコハケ カミ原 タカ道 ハケ下 コハケ キヤウ塚 タイドウ

江戸道 平左衛門塚 ナカサヲ メミ海道 ユカイト 上ノ海道 カラス海道 下海道 清水海道 中房 水ク

ボ 植木戸^{(上)きど} 内海道 香ノ木坂^{こうきさか} 香ノ木坂上 下ハケ下 原海道^{げんどう} 中原 以上四〇字

○延宝二年(一六七四)『武州多摩郡小宮領福生村検地水帳』 検地役人 岡上次郎兵衛 外六名

天神カイト 大道^{たいどう} 小ハケ ハケ下 神送り場 芝居^{しばい} カヤ立場 大道内 大道外 平左衛門塚下 番匠カイト^{ばんしやう}

長沢屋敷添 下カイト 原カイト 池端 稻荷上 片瀬ノ上 片瀬 本新田^{ほんしんでん} ウシ浜 中ノ裏 清水カイト

神明前 神明際 水道際 宿 上屋敷 平左衛門塚 清巖院門前 以上二九字

○延宝五年「武州多摩郡山口領福生村已御縄打帳」 検地役人 設楽孫兵衛 今井九右衛門

小ハケ ハケ下^{(稲)荷}イナリ松 ハケ下 神オクリ場 萱立場 下原 タイケフ 天神カヘト^{てんじんかへと} イケ久保 仏ノス 林

キワ 薬師前 屋敷添 ハクロ海道 中原久保^{なかつぼ} 青梅海道 ウシバマ ハツカハ カヤト 屋敷付 中福生屋敷

中福生屋敷付 宮ノ前 小ハケ久保 大道^{どう} 出本^{でもと} 林ノ下 カソ原 中原 大道内 ユカイト 以上三一字

○元禄六年(一六九三)『武州多摩郡福生村水帳 写』 検地役人 杉山八郎兵衛 糟屋五兵衛

川端^{かわはた} 内デ^(出) 斎藤屋敷 中福生 背戸^{せど} 屋敷ノ東 中原 大道ノ外 原ヶ谷前 池尻 原ヶ谷 中道下 ウツ木

クネ 青梅カイトウ外 供養塚脇 小ハケ ハケ下 ウヘ 大道 ユカイト クネキハ 池ノ上 屋敷ノ西^(屋) 同

所後^敷 屋敷^{やしみ}ノ内 屋舗東 屋舗北 屋敷ウラ 出本^{でもと} 以上二八字

○元文元年(一七三六)「武蔵国多摩郡福生村新田検地帳」 検地役人 上坂安左衛門 外五名

上道 以上 一字

○宝暦一一年(一七六一)「武蔵国多摩郡福生村新田検地帳」 検地役人 伊奈半左衛門 外三名

青梅海道外 新堀場土場^{あがつちば} 馬喰竹古堀跡^{ふりもと} 橋場^{はしば} 宿 中道 河原 カヤト ハケ下 ハケ上 原ヶ谷戸^{うなぎど} 上木戸

大道内 青梅道 小ハケ 常念山 青梅道ノ内 日待塚 甚五郎跡 中原 山神ハケ ハケ上台 カヤ立場 屋
舗道添 しみちぞい 以上二四字

○明和五年(一七六八)「武蔵国多摩郡福生村新田検地帳」伊奈忠宥 同七年「福生村新田検地帳」伊奈忠敬
馬喰竹 天神谷 以上 二字

○安永二年(一七九三)「武蔵国多摩郡福生村新田検地帳」○同九年 再検地ス 検地役人 伊奈半左衛門
下河原 各 一字

○天保六年(一八三三) 検地役人 江川太郎左衛門
下河原 以上 一字

熊川村分として現存する資料から見ることにする。

○寛文八年(一六六八)「熊川村武蔵野新田申之御縄水帳」 検地役人 雨宮勘兵衛 外三名
小ハケ上 北 熊川新田 熊川野分 以上 四字

○延宝四年(一六七〇)長塩領「熊川村水帳 写」 検地役人 蒔田次右衛門 外二名

阿ミだ堂 弥陀 阿みだ堂前 海道端 川通 川端 北原 桑ノ木原 三王塚 十一面 長久保 中嶋 七御門 ななみかど 林際 ぎざ
堀端 ほりこ 堀端 ほりこ 堀向 ほりかい はけ下 (前) まえだ 前畑 丸塚 水喰所 みくらいこ もみそ木 (縦) 鳥井前 屋敷境 屋敷添 屋敷付 地
頭屋敷 とう 地頭山 小はけ山 橋場 はしば 以上 三〇字

○元禄一四年(一七〇二)田沢領「高反別帳 武州多摩郡熊川村」改役人 久左衛門内長谷川郷右衛門
坪之内 つぼのうち 梅木原 道相 みちあひ 十一面前 めんまへ 十一面岱 だい 屋敷後 (縦) モミソキ 桑木原 府中道端 堀向橋場 山王塚 北原

牛ハマ青梅道 (派) ハケネ通り 念仏橋 ハケ下 水喰戸 みずくろいど 伊勢原 七々御門 長窪 長窪だ 芝中 長窪通上 青

梅道下 念仏塚 念仏塚道端 榎窪 (権巴) ゴンタ道 ゴンダ ゴンダ 長窪たばづか 鷹場塚 堂ノ下 前畑 堂ノ前 上

ノ岱 中曾根 観音後 河西 水喰ノ上 以上 三九字

○元文元年(一七三二)「武蔵国多摩郡熊川村新田検地帳」 検地役人 上坂安左衛門 外四

サス塚 以上 一字

○延享五年(一七四八)「武蔵国多摩郡熊川村新田検地帳」 検地役人 依田茂八郎 外一〇名

向河原 以上 一字

第三節 河原新田の開発と村境

一六世紀末葉に始まる太閤検地と、それにつづく徳川幕府による近世初期の検地は、旧来の大農地所有者の下に隸属していた小農民を自立させ、耕作権を認めることによって、年貢負担者として定めることにあった。こうした小農民自立策によって、中間での小農搾取を排除し、年貢のより効果的な徴収がおこなわれるようになった。一方、新たに本百姓に組み込まれた階層は、自らの経営安定のために耕作地の拡大を指向した。この結果一七世紀中葉には農業生産力は飛躍的に増大した。しかし農業経営拡大のための開発は、やがて農業経営維持のための秣場確保もちばの問題とからんで、一七世紀末には、生産力の増加は急速に停滞傾向を示した。この停滞に加え、農業政策の立ち遅れなどから、一八世紀に入ると幕府の財政状態は、もはや放置し得ないまでに悪化する。他面商品経済の進展にともない、庶民の

消費性向の向上が、従来の米穀依存の幕藩体制社会に危機的な影響を与えた。

八代將軍吉宗の享保年間（一七六〇—一七六三）幕府經濟の窮状を克服するためにとられた方策が、いわゆる享保の改革である。幕政運営の基盤が農業生産力、とりわけ米にある以上、改革政策の主要対象は農村にあり、農村政策はすなわち年貢増徴策でもあった。この時期幕府は政策実施の主要な目標を、年貢のより効率的な徴収と、年貢対象地の拡大の二つにおいた。前者は享保七年（一七三三）からとり入れられた定免制の実施であり、後者は未耕地の新規開拓である。享保期の新田開発の成果は元文元年（一七三三）の新田検地によって、生産高に組み込まれ、総耕地面積は急激に増大したといわれる。

元文の新田検地は、辰、高、入、れとして知られるが、地域の福生、熊川二村の辰高入れは武蔵野台地に主眼がおかれ、開発された新田は福生村が三七町三八畝二四歩、五六石二升九合、熊川村は九町二反五畝一二歩、一六石一斗六升七合で、上記の畑はすべて野畑、林畑と呼ばれる地目で、両村とも自村の地続地を開発した持添新田である。

多摩川沿いの河原地開発は、享保一年、当時の代官岩手藤左衛門によって、開発地の見立てがおこなわれ、沿岸村々が競って河原新田の開発に着手したことが、秋川市側の資料に載る。福生における近世中期以前の水田開発に関する文献資料は皆無で、実体はまったく不明である。中期以降、地域において河原地開発の対象となったところは、現在の永田橋から陸橋にかけての多摩川左岸、南北田園地区一帯である。ここは往古多摩川奔流によって浸蝕された広大な氾濫原で、対岸平井川との合流部を含むと南北二キロメートル東西五〇〇メートルを超す広さで、下草花・平沢・二ノ宮・小川各村（秋川市）と市域福生・熊川村の六か村によって囲まれる。

洪水による流路の変化は、村相互の利害に複雑に影響し、近世初期以来秣場、漁場その他境界に関するいくつかの



図Ⅲ-20 開発の進んだ下河原（南田圖）

訴訟事件がこの地で発生している。ことに享保期以降沿岸村々の新田開発が活発化すると、河川の可変的な地勢と明確な境界とりきめがなかったところから、地境に関する紛争が頻発した。前記沿岸六か村の最終的な河原地境の確定がなされるのは、幕末の慶応年間である。このとりきめのきっかけとなったものは、嘉永四年（一八五二）から約二年七

か月にわたって争われた、熊川村と下草花村との間の村境争論の際の裁定である。この事件の際の境界線引きは当事者両村のほか福生・平沢・二ノ宮・小川各村の河原地境も同時に取りきめがおこなわれ、最終的に慶応二年（一八六六）三月に五か村協議の上で合意され、現在の福生・秋川両市の境界設定の基礎となったものである。本項では散見する資料を通して、地域の河原新田の開発と農民意識、さらに開発に付随して発生する地境争論をとりあげてみたい。

江戸中期の河原新田 近世中期以前の水田耕作地の面積は、熊川長塩領（鍋ヶ谷戸地区）延宝四年（一六七〇）の水帳（『近世2』2）によると三反四畝、

同田沢領（内出地区）元禄一四年（一七〇二）の高反別帳（『近世2』3）では二反五畝歩余の記載があるが、両者とも総耕地面積の一パーセントにも満たない。福生村の検地帳に載る水田の初見は、熊川村よりも半世紀以上もおそい宝暦一一年（一七六一）である。享保一一年（一七三六）、代官岩手藤左衛門の見立てによる河原新田の開発が、多摩川沿岸一帯で始まったといわれるが、この時期の水田関係資料は市域においては見当たらない。これは当時多摩川の本流は福生市側の崖寄りを流

れ(石川彌八郎家掛絵図)でいたために、開発の実績にみるべきものがなかったものと考えられる。河川敷地内の開発は江戸期を通して、ごく小規模のものであったが、特に享保期以前には、国役普請(公費による築堤)などの制度がなかったために、せっかく開発した新田を水害から護るための水防施設は、すべて自普請(自己負担)であった。そのためわずかの増水でも破損流失はまぬかれず、それを維持していくためには多額の失費を強いられた。熊川石川元八家の宝暦一年「川原新田普請入用記」(『近世2』22)は真福寺の水田買入れや、造成に関する入用帳である。これによると真福寺はこの年、新五兵衛、七右衛門、清右衛門の三人から下田下々畑計六反二畝歩を三両二分余で買取り、このほかに入会芝地(秣場)を代金二分を名主庄蔵に支払って、真福寺名儀に書き替えている。前記三人のうち二人は村役人層の人物であるが、河原新田の維持が困難になって手離したものと考えられる。真福寺がこの年に支払った金額は、手数料五〇〇文を加えて計四両と五〇〇文であった。二年後の宝暦一三年には、先に入手した畑の地盤を一五センチメートル下げて水田に替え(畑田成り)ているが、これには人足一人と二〇〇文を費している。このほかに明和六年(一七六九)に三畝二五歩を一分二朱と七〇〇文、同七年には一反四歩の造成に金一分と錢五貫二六四文をかけている。また明和八年一月二五日から四月一六日までに、一反二畝余の造成をおこない、七貫四一二文を要したが、この内訳は人足賃六貫八六四文、つるはしの買入れ、鋤の先がけ修理に五四八文などである。宝暦一年から明和八年までの一一年間における真福寺による河原新田の開発は畑田成りも含めて、その累計は四反一畝を超え、その費用も金五両二朱と錢一四貫七六文に達する。しかしほとんど毎年のように繰り返し洪水によって、流失や冠水などの被害は当然考えられるが、この帳面には被害の記載はない。やはり熊川石川彌八郎家宝暦一二年の「川原芝地川欠石入書上控帳」によると、この年九月二一日の大洪水で、熊川、下草花、高月、拝島各村の河原芝地計三五町歩

余の流失が記載されているので、真福寺が前年に入手した六反歩余の河原新田も勿論水害を蒙ったものと思われる。また明和八年（一七七一）七月にも記録的な大洪水があり、この年四月までに大金を投じて造成した一反二畝余の水田も、文字どおり水泡に帰したものと推測される。このように河原新田の造成には莫大な費用がかかり、それを維持管理していくためには、さらに失費を要するため、一般農民による河原田畑の所持は、不可能に近いものであった。

洪水による河原敷地の変化は、ときにより村々相互の利害に影響を与えた。江戸期、牛浜坂下から多摩川を渡る五日市街道の牛浜の渡しは熊川村が運営し、街道の維持管理も同村の管轄であった。明和八年七月の洪水によって、この街道は幾つかの水流に分断されたのである。このため人馬の通行に支障が生じ、熊川村では街道の迂回を計画したが、この迂回路は下草花村開発の河原田地内を通ることになり、この通路使用の可否をめぐる、市域の二村と下草花村が相争うことになるのである。この一件は原告が提訴を取り下げて幕切れとなった些細な事件であったが、下草花村はこの訴訟を、自村の河原田地の既得權益にかかわる事件として重要視した。この一件資料は八〇年後の嘉永年間の下草花・熊川村河原境訴訟（後述）の際には、下草花村側主張を裏付ける証拠書類として、評定所へ提出されている。明和事件の大略について触れてみよう。

明和九年の下 河原往還出入 この訴訟事件は、江戸往還（五日市街道）の付け替えに関する争いで、原告は福生村熊川村、被告は下草花村である。江戸往還は牛浜坂から多摩川を渡り、下草花村森山地区の尖端部を通り、さら

に平井川を越えて二ノ宮村へ通じる道筋であった。多摩川の渡河には通常渡し船を用いたが、秋から春にかけての渇水期には、土橋を架けての通行がおこなわれていた。明和八年七月の洪水の際の分流によって、河原道は数か所分断されたために、通常用いられてきた渡船以外に、さらに三本の橋の架設を余儀なくされた熊川村は、架橋の費を省く

ための窮余の策として、街道の迂回を計画した。河川内道路の管轄責任のある熊川村は、当面の策として福生村の逆川道を翌年三月までの約束で借用し、人馬の用に供していたが、期限も迫り、やむなく借地料の支払いを条件に、下草花村開発の河原田地内の通行許可を同村に求めたのである。これに對して下草花村は「大切の御田地とりつぶし、往還に仕りたき段心得がたし、福生村地内逆川道通行つかまつらせ候やう」と自村田地内の通行を拒否し、従来の牛浜坂經由の往還を廢して、福生村の逆川道を江戸往還道（五日市街道）とするよう主張して譲らなかった。福生村としても人馬交通の激しい街道が、逆川を通ることには、次のような理由で反対した。元來逆川は地名が示すとおり、段丘下から豊富に湧出する水が、多摩川の流路とは逆の方向に流れていたために、付けられた地名と考えられる。この水を利用して、公儀に献上する御用鮎のいけ簀が近くにあること、さらに逆川に隣接する禪宗清岩院の朱印地が人馬の通行によって汚されることなどである。しかし下草花村はかたくなに田地内の通行を認めようとはしなかった。こうした経緯から福生、熊川村が連帯して下草花村を提訴したのである。

審理は明和九年四月二七日に始まり、訴答両村は七月末までに幾度かの出府、帰村を繰返しながら進められたが、奉行所による和解勧告にも歩み寄りの様子はみられなかった。ところがこの年八月二日には記録的な大洪水があり、各地に水害をもたらしたが、この訴訟事件の原因となった幾筋かの分流も、洪水によって一筋となり旧に復したのである。多摩川の本流が一筋になれば、架橋や街道の迂回も避けられ、事件は争点を失うことになり、原告の福生、熊川村は提訴を取り下げ、約四か月を費した争いもこれによって終息した。

明和九年におこった往還出入事件は、右に述べたように、洪水によって流路が以前の状態に戻ったために、原告側の福生・熊川両村にとっては、大きな出来事としての印象は薄かったようである。そのためか市域にはこの事件に関

する資料はまったく残っていない。この訴訟事件の顛末を綴った記録は、被告側の下草花村名主宅に保存され、本項もその資料に頼ったものであるが、下草花村はこの争いをきわめて重要な意義をもつものと位置づけていた。何となれば福生・熊川村が多摩河原にある下草花村分の地を、地代の負担をしてまでも借用を望んだことは、当然下草花村の河原田地の權益を認めたことになり、後代に至るまでこの争いは重要な意味を持つものと下草花村は認識していた。この事件の際の記録は、後年付近河原地一帯の境界の帰趨を決定づける事件となった嘉永年間の訴訟の際には、下草花村の既得權益を示す証拠書類として、再度にわたり奉行所へ提出されている。

往還訴訟事件そのものを押し流した明和九年八月二日の洪水は各地に被害をもたらしたが、下草花村でも、河原田地のみならず、堤や本田も流失するなど甚大な被害を蒙った。この水害復旧に関して下草花村から廻村役人にあてた嘆願書が熊川の旧家に伝存する（安永四年「玉川御普請御見分ニ付」石川元八家文書）。それによると従来多摩川の本流は左岸福生熊川寄りを流れていたが、この年八月二日の洪水によって下草花村は大被害を受け、この洪水以来本流が下草花村下を流れるようになって不都合が生じている。多摩川の本流が自村下を流れるようになったのは、はるか上流部に国役普請によって造られた堤防や棚牛が堅固に作用しているためである。この構造物のために流れが西寄りとなったが、この堤の先端が低地となっているので、ここを瀬ざらいして本流を締め切れば以前のように熊川下へ本瀬が流れるようになり、田畑を流された多勢の下草花村の農民が帰農できる、といった意味のものである。このことは上流部に流路の制御可能な地点の存在を示すもので、この地点を明和以降ようやくはじまった福生村の、河原水田防護のための堤防であったとすれば、この堤防を延長し強化することによって、多摩川の流路が永久に自村下に付け寄るとの危惧を、下草花村はすでにこの時点で抱いていたとみられるのである。

嫌われる河原開発 芝地（秣場）は本来肥料や牛馬の飼料、薪などを刈り取る原野で、農民が共同で利用する入会地である。入会権は本百姓がもち、小物成としての芝錢（秣場錢）納入の義務が課せられていた。しかし河

川内の芝地は、秣場として機能する割合は少く、境界の不明確な地域を自村分として確保する意味で、必要以上の広さの河原を芝地として保有していた場合が多い。享保一一年以降、代官の見立てによる河原新田の開発が推進されるようになる、河原芝地は新田用地として認められるようになり、村は新田開発期間中は低額の税を対象地の広さに応じて負担していた。しかし洪水などで新田造成の予定期間が、一〇年十数年と延長されるのが常であったから、低率とはいっても、村財政の負担にもなり兼ねなかった。

福生村は武蔵野台地の一端に位置するところから、採草地としての河原芝地はほとんど不要で、多額の芝錢を上納することに負担を感じていた。河原芝地の開発に対する福生村農民の意識がどのようなものであったかを知る手掛りとして、安永二年（一七七三）に名主重兵衛によって書かれた「下河原芝地御請証文之写」（田村半十郎家文書）の大略を掲げてみよう。明和二年（一七六五）に福生村が開発申請し、一反歩につき四文の芝錢を上納して開発中の芝地が約三町二反余あった。このうち五年の歳月をかけて五反歩余の水田を造成し、八年後の安永二年に検地をうけ村高の中へ組み込まれている。この検地の際残りの二町七反余の芝地の、早期の開発を検地役人から促^{うなが}されている。これに対して福生村の総百姓たちの意向は次のようなものであった。

当村の義は武蔵野付きにて、草刈場沢山に御座候えば、右芝地草刈助勢つかまつり候義御座なく候、先年芝錢御吟味の節難義の訳申上げ、芝錢場望みこれなき旨申上げ候えば、御吟味のうえ、外村^{ほか}へ仰付けられ候義も計りがたくぞんじ奉り（中略）村下の附洲を他村へ相渡し候義難義に存じ奉り候

福生村としては、武蔵野台地の秣場だけで充足しており、このうえ河原芝地は不要である。先年年貢改めの際にも河原開発について不満を申述べたところ、福生村で開発の意志がないのなら、他村へ開発を命ずることも辞さない様子が現えてきたため、自村下の河原を他村の者に開発されることは避けなければならなかった。そこで数度総百姓が寄合い相談した結果

開発仕り候には、入用多く相かかり申候間、困窮の百姓共右入用に差支え、開発の儀望み候もの御座なく候、川除御普請など御入用にてなし下され候わば開発つかまつるべく候、百姓自力にては開発なりがたくぞんじ奉り候河原新田を造成したところで、川除けや堤防、水路の開設などの費用がかさみ、農民の自己負担では困難であるので、これを国役普請（公費）で施工してくれるなら開発に応じてよい、というのが農民の総意であった。しかし国役普請を条件に開発を進めようとする福生村の態度に役人側は硬化した

御入用にて御普請相願ひ、右御普請人足の内をもつて、開発の方へ人足相かけ候存意に相聞け、もつての外不埒の筋に相聞け候（中略）もつとも近村を吟味つかまつり候わば、望人随分これあるべく候えども、さ候ては村下の附洲を他村へ渡し候義、氣の毒にぞんじ（中略）他村へ引きうけに相成り、開発致し候うえ相応の御田地出来いたし候わば、其節後悔いたすべきと了簡仕り（以下略）

国役普請を条件にした開発は、公費を水田開発の方へ転用する惧れ^{おそ}があり、もつての外であるとし、福生村でそのような条件提示をするのなら、他村へ任せれば済むことであるが、それでは福生村が氣の毒であるので、後悔しないよう充分考えた上で開発に応ずるよう役人側は福生村の開発を強くせまった。役人側との対応に苦慮する福生村は、開発分担金の支払能力のある者だけで、開発に取り組むことを決めた。河原地開墾には、芝錢のほかに、地代金として

納入する金額は一兩二分と永一二四文であった。このほかに開墾費を要したから、この負担に耐えられる農民は、村役人層の人たちと、ほかに有力百姓合せて一名であった。十兵衛・金右衛門・太兵衛・宇兵衛・太右衛門・平七・長左衛門・林右衛門・藤左衛門・利兵衛・幸七以上の一名が、しぶしぶ開発命令に応じた人たちである。右の一名は開発受諾の条件として、鉄下年季の延長や地代金の軽減など、いくつかの要求を役人側に示すが、いずれも役人側主導の形で開発請状を提出した。安永二年十一月のことである。これによって福生村は、他村への河原芝地の引渡しを食い止めることができたが、その後の七年間は「元来石川原ゆえ砂薄く、石多く御座候えば、鉄入れつかまつるべき場所御座なく（略）」とそのまま放置していた。安永九年にはふたたびこの芝地の見たてが幕府役人によっておこなわれ、開発を促されているが右記の一名による新田造成の成果を知る手掛りは得られていない。

福生村で玉川上水からの最初の分水願いが出されるのは、寛政三年（一七九一）九月（『近世3』1）であるが、この時点での河原新田の規模は不明である。第二回目の分水願いは文化五年（一八〇八）一月で、その願書の文面には「一三か年以前、御支配御役所より、田方開発仰付られ候につき、多摩川より用水引入れ、当時田方三町歩開発つかまつり、御年貢米上納つかまつり罷在り」とあるので寛政七年頃には三町歩余の水田を造成し、堰上明神社下の多摩川から用水を導入れたことが知られる。享和三年（一八一二）に福生村下の河原水田は、はじめて国役普請によって堤の延長や、水除けなどの施工が成されたが、この御普請要請願書の末尾に、名主勘次郎は「此節持主十一人にて村方より少も助合申さず候につき」と書いているので、安永二年（一七九一）以来二十数年にわたって、有力百姓一名による河原開発がつづけられていたことがわかる。

寛政七年以降、村役人たちによる小前総百姓への説得があり、ようやく全村をあげての水田造成の気運がおこり、

総百姓による嘆願が実って、先の享和三年の国役普請が成されたものである。この工事は総額七三両余で、約四〇〇メートルの堤防や緩衝用の菱牛蛇籠などが作られた（『近世』³ 36）。この堤が『福生村誌稿』に載る一番堤の原型となったものと推定され、堰上明神社付近から、現在の市民体育館前あたりへ向って設けられたきわめて狭い地域をかこむ堤であったことがわかる。その後幾度もの水害に見舞われながらも、文政二年（二八）、天保八年（二八三）にも国役普請がおこなわれ、その延長は五八〇間（一〇五〇メートル）におよんだ。天保五年四月の芝地割渡絵図（田村半十郎家文書）によると、堤は逆川（中福生陸橋付近）から下流一三〇メートルまで延び、さらに天保年間末には、牛浜坂近くまで延長されたと考えられる。

下河原水田と名主勘次郎 田村勘次郎（二七六～二八五）は文政八年に名主役を引退し、同五年から始めていた酒造業に専念するが、三年後の文政一一年から「年中日記」と題した日記をつけ始める。年中日記は以来世代を継い

で連綿と書きつづけられる。勘次郎は文政一一年の日記の終末に、日記をつけ始めた動機や彼の半生などを記している。それによると、疲弊した村方を立てなおすために、率先して儉約を実践し、農業振興に力をそそいだこと、さらに河原新田の造成にも触れている（八章三節2項参照）。

そもそも当村方の義は田方これなく、畑方野土にて極困窮の村柄、（略）御支配所第一の困窮愚村と誹謗をうけ心外至極につき、我等十八、九歳の頃より川原芝地を切り起し、用水引入れ昼夜少しも休なく粉骨碎身いたし、家ならびに村方立ち申候様に心がけ候ところ、天の時来り候や追々田方出来、それより（略）

安永五年（二七六）生れの勘次郎が一八、一九歳の頃といえは寛政七、八年頃で、有力農民一名でおこなってきた下河原水田も、ようやく総農民の賛同を得て、全村一致の開発が始まった時期と符合する。ちょうどこの時期に、現在

の堰上明神社下の多摩川を堰あげて、田用水を引き入れたことは知られているが、当時であってもここでの用水取り入れは、水位の關係からか相当な困難があったものと推測される。勘次郎の文政一年の日記の冒頭部分には「田用水三か年以前より川崎村下より入」と記されているので、文政八年（一八二五）頃には堰上明神社から二キロメートルも上流の多摩川からの用水導入を余儀なくされていたのである。また寛政三年（一七九〇）、文化五年（一八〇八）と二度にわたる玉川上水からの分水願いは、ともに聞き入れられなかったが、請願の主眼は灌漑のほかに落差の大きい玉川上水から水を得られるなら、三町余の水田から收穫される米を脱穀する水車の動力源としての効用にあったと思われる。勘次郎が文政五年にいたり酒造業を興したことは、下河原から生産される大量の米の有効消費にあったことは想像にかたくない。なぜなら文政一年の日記でも、当時の米穀市場扇町屋（埼玉県入間市）での米の買入れは、年間に二〇回を越えるほどで、そこでの米価の高下は勘次郎の最大関心事であった。のちのことになるが、熊川の石川弥八郎が文久年間にいたり酒造業を始めるが、これも当時ようやく生産高が増大した熊川村下の河原水田から收穫される米の処分にあつたとされる。勘次郎が始めた酒造業はその後も順調な展開を遂げ、各地で酒造店を吸収して飛躍的な生産量を誇ることになるが、店の売上げなどを記録した帳簿「大宝恵」によると創業から四〇年目の万延二年（一八六一）には「四十ヶ年目、一ヶ年も損毛なし」と書かれている。勘次郎の子、十兵衛村良（隠居名文左衛門）の業績については不明であるが、村良の一人娘さきに嫁養子圭藏を迎える。天保九年（一八三八）勘次郎六二歳のときである。圭藏は上川原村（昭島市）の定名主で、農業のほかに、生糸の買継商を営んでいた指田七郎右衛門の三男で、三年前の天保六年には、次男の和吉も熊川石川弥八郎の娘ひで（よし）と養子縁組みしている。圭藏は田村家に入って四年後の天保一三年には、二六歳で十兵衛を襲名し、福生村の名主に就任する。その後の圭藏の才俊ぶりは見事なほどで、公務

としての役儀は本来の名主のほかに、柴崎村の名主鈴木平九郎に代って多摩地方の公事取扱い（争いごとの調停役）を勤めたり、家業の酒造業では東京・埼玉・神奈川に散在する二十数店の酒造を傘下に収め、個人としては当時全国有数の生産量であったと思われる。このほかに、俳句では友甫と号し、地域の宗匠的な立場にあり（八章三節参照）、明治初期の俳人松原庵友昇は、かれの薰陶を受けた一人である。圭蔵の実兄和吉もほとんど同時代に、石川弥八郎を襲名して熊川村の名主を引き継いでいるところから、福生村と熊川村は兄弟名主によって、さらに強い絆で結びつきを増すことになる。寛政期以降、勘次郎や十兵衛（圭蔵）主導のもとに、福生村の河原水田の造成が進行したが、福生村に呼応して熊川村でも本格的な河原水田造成の機運がおこった。天保期には福生村水田の流末を利用して熊川村でも稲作がおこなわれ、相当量の収益をあげたことが資料によって知られるが、その後両村の水田を防護するための、さらに広域かつ大規模な築堤計画が両名主によって立案された。

下河原開発

と下草花村

福生、熊川両村による新田造成の進展に、重大な関心を寄せていたのは、福生村の対岸の下草花村である。下草花村は現在の秋川市草花地区で、多摩川右岸に位置し、羽村上水堰の対岸の江里山を源流とする氷沢川を境に、江戸中期に上、下に分村され、全村の約六割以上を山林に占められた戸数一一五軒ほどの村である。村の入会秣場は江里山一帯であるが、平井川と多摩川との合流する尖端部に位置する森山地区は、江里山に入会権を持たない唯一一つの集落である。森山地区からは、最北端にある江里山はたしかに遠隔の地ではあるが、江里山を必要としない理由は、この集落が二つの川の合流部に真近いところから、付近一帯の氾濫原の芝地に依存度が大きかったためである。この点武蔵野の秣場に充足していたために、河原芝地を軽視した福生村とは対照的であった。

前述のように、安永年間（一七三〇）の洪水以来、左岸福生市側を流れていた多摩川の本流が、右岸秋川市側（下

草花村)を定流するようになったのは、その頃ようやく本格化した福生市側の新田造成と、それを防護するための堤や水除けなどの構造物が、堰上明神社付近の多摩川に設置されるようになったからである。本流が自村下を流れるようになってから、下草花村は洪水の都度河原水田のみならず、本田までも被害を受けることが多くなった。福生村の築堤が本格化し、文化文政期以後、村落機構の一本化と名主田村十兵衛の強力な指導力のもとに、さらに福生村の水田造成がおこなわれてくると、流路は永久に西側を定流するようになるとの危惧から、下草花村は森山地区の対岸、熊川村下まで拡がる氾濫原を、すべて自村分として確保しておくことを企図した。

熊川村・下草花村河原地境争い

福生村の水田造成が本格化し、それにとまなう築堤も牛浜坂付近まで延長されてくると、熊川村でも福生村に呼応して河原開発が進行した。天保末年にいたり福生村の田用水流末を利用した稲作もそのあらわれであり、兄弟名主による両村の連携の緊密さは河原地造成にもおよんできた。文政期以降、田村家の隆盛にともない、近郷諸村への影響力が増してくると、田村家の門を叩く近隣村々の有力者たちの数も増していった。田村家の酒造業が進展するにしたがって、原料米の需要も増大するはずである。そこで自家生産米の企業効率からみても実業家十兵衛の頭の中には、水田面積をさらに拡大させるための、もっと広汎な地域をかこむための築堤計画があったはずである。現在の永田橋付近から陸橋にかけての福生市側の堤防の構想は、天保期頃すでに練られているものと考えられる。

嘉永四年(一八五)秋、熊川私領名主直右衛門の日記「一件中日記」(『近世2』31)の冒頭部分で、熊川村造成の牛浜坂下水田のことで「森山新吉、半左衛門兩人、弥八郎殿へ立ち寄り、川原の儀諸事御相談にいたし度き段、当春中も牛浜下へ新田お拵え候えども、是以御沙汰もこれあるべきと存じ居り候処御沙汰もこれなく(以下略)」と下草

花村の幕府領、森山地区の二人が牛浜坂下から二〇米ほどのところへ造成した熊川村水田のことで、石川弥八郎を訪ねて異議の申立てをおこなった旨が記されている。このうち半左衛門は水車関係の有力者で百姓代を勤め、五日市村の名主森田十兵衛の日記にも登場するほか、田村半十郎家の日記にもしばしば名前が載る人である。したがって福生村側の大築堤構想を察知し得る立場にあったとみられ、彼によってもたらされた情報が、河原芝地や河原水田に依存度の大きい下草花村森山地区の農民の不安感を増大させたとみられるのである。さきの二人による異議の申立ては、福生村の水田拡大に同調する熊川村の行動を牽制し、大規模築堤計画を頓座させるか、或いはあわよくば築堤計画線の内側に下草花村分の土地を確保しようとする目的があったのではなからうか。

二人の申入れによって、同年一〇月四日熊川村、下草花村の役人たちはこぞって牛浜坂下の河原に参集し、河原地境に関する現地協議をおこなっている。この際熊川村幕府領名主石川弥八郎の「当方の申し伝えは、かね堀（牛浜坂上流七〇メートル地点）より滝山古城見通しが、両村の地境」とする主張に対し、下草花村私領名主米蔵は「熊川村ガケ下三間（五・四メートル）通りを相除き、余り一円下草花分」と熊川村崖下に熊川村分の土地は皆無で、すべて下草花村分の土地である旨を主張した。双方の主張はたがい相容れず、この日の話合いはもの別れに終わっている。この時点で下草花村は提訴して争うことはすでに織り込み済みであった。翌五日には奉行所への出訴の意向を熊川村に示し、七日には森山の年寄佐兵衛、私領名主藤七、同米蔵、百姓代千代蔵の四人は訴訟準備のために出府し、三二日間在府のち一月九日帰村、翌一〇日には二月二日付の差紙（奉行所への出頭命令書）を熊川村に差出し、これから約二年五か月にわたり法廷での争いがつづくのである。

差紙を受けた熊川村は一月二五日、弥八郎をはじめ私領名主直右衛門など村役人四人が出府し、日本橋馬喰町の

公事宿、(訴訟当事者が宿泊した宿) 秩父屋清助方を拠点として訴訟準備に入る。

下草花村訴状の要点

当村方の儀は、御料私領三給人会高三百六拾九石余これあり、玉川附にて鮎獵は相手村方雷拜森より元平井川古川を見通し、川東北は草花村、南は熊川村ときめ獵業致し来り候、然る処往古玉川は相手村方へ附き相流れ、享保度は当時の古川絵図面にも、元平井川古川跡南の方平沢村田場、東北は下草花村田場にこれあるにつき平沢村申分立ちがたく、右平井川古川を境に致し北東は下草花村地先の川原自今同村において支配つかまつるべき旨を以て、同十一年評定所において御裁許仰せ渡され、私共進退の地に相違これなきにつき右芝地の内追々切起し同十八丑年中御高入仰せつけられ、其後明和三戌年御高入又は反高見取畑など取立て御年貢米永上納まかりあり候、(中略) 右場所ならびに最寄進退芝地の分、地味立直り候につき切開き申したく、当秋中江川太郎左衛門様御役所へ御訴え申上げ候処、相手の者共申し合わせ、平井川古川境東の方一円相手村方進退地の由にて、理不尽に切起候えども、眼前享保度平沢村と出入りに及び、熊川村も立会い絵図面相仕立て所持まかりあり、その節の御裁許為取替証文もこれあるにつき見届させ、鮎獵の儀についても川境これあり曆然相分り居り候につき、精々掛合におよび候えども不法申し張り、更に取あい申さず、捨て置きがたく是非なく今般御訴訟申上たてまつり候、何卒御吟味の上、享保度立会絵図面の通り、元平井川古川跡を境、東は往古玉川敷を境にとりきめ、向後私村方芝地へ理不尽に起返などつかまつらず候様(以下略)。(『近世2』31)

下草花村と熊川村の地境は、昔の平井川と多摩川の合流点から熊川神社の森を見通した線を境として、上流は下草花村下流は熊川村と定めて鮎獵などをおこなってきた。享保年間(一七六〇～三)頃の多摩川は熊川村の崖下を流れてい

たので、熊川村下の川添いの草地を開発するために、享保九年に代官岩手藤左衛門役所へ願ひ出たところ、河原地境のことで熊川・二ノ宮・平沢の三か村が異議を唱え、最後までつれた平沢村と訴訟になり、享保十一年一二月に「平井川の流跡から熊川神社見通しの線から東北は下草花村分（略）」とする判決を得て下草花村が勝訴した。その後長年月をかけて開発し、享保一八年、明和三年（七六）の二度の検地を受けて年貢負担をしてきたが、河原のことゆえ洪水で地形が変化し、高入れた耕地も流失して、現在は大部分が草地となっている。近頃では草地も地味がよくなったので、今年に入り江川代官役所へ開発申請した矢先、熊川村では川の中央が境界であると主張して、牛浜坂下へ理不尽に水田造成をおこなっていた。そこで、先ほどの見通し線から上流は熊川村崖下まですべて下草花村分である旨を申し入れたところ、熊川村は言を左右にして聞き入れない。そのためにこの度の提訴となったものである。調査の上享保年間の絵図面のとおり、平井川の流跡から熊川神社を見通した線の上流は、熊川村の崖下まですべて下草花村分と取りきめた上で、下草花村分の土地を無断で新田造成しないよう命じて欲しい、というものである。

原告下草花村提出の訴状に添って、熊川村は被告としての答弁書を提出しなければならぬ。これを返答書と呼び熊川村は秩父屋の主人清助を頼み、二六日から争論地の絵図面や返答書の作製など応訴の準備に取りかかっている。熊川村提出の返答書の大抵は次のとおりである。

返答書の要旨

当村の儀は玉川附の村方にて、享保の頃は村下より玉川本瀬西南の方へおよそ式百間余り相離れ水行いたし候えども、水嵩^{かさ}み候節はもとより大河急流につき、出水の度ごと当村御料私領居屋敷地を始め田畑ならびに反高芝地など連々川欠けにまかり成り、難儀いたし候処当時は訴訟方地先へ附相流候につき、天保の度より居村統前々御

高請川欠けの場所少々つ起返し、用水の儀は隣村福生村より惡水を以て作付け仕り候えども、是又地窪の儀ゆえ年々水押にまかり成り收納これなきにつき、必至の丹精を尽し困窮の中堤川除様の儀とりつくり、当年の儀は稀なる旱魃かんぱつにてかなりに実法候を見込み、かすめ取るべきたくらみより、謂いわなき前条平沢村との出入書類に事寄せ、場所違い不都合の儀ども文意取り飾り出訴たてまつり候えども、もともと下草花村の儀は当村より上の方、乾いぬいに相なり福生村川向いにて、たとい平井川古川跡より礼拝の森え見通し、東北下草花進退の由に候とも、同村ならびに平沢村と論所だけの儀、かつは享保度玉川の模様に従い候ても川向うの方同年曆以前多分の芝地其外進退もこれあり、いわんや当時にては連々川欠け、既に百姓居屋敷地まで亡所に相成居り候ほどの儀を、当村ガケ下より芝地石河原とも広大の地所一円下草花持のおもむき申たて候段、法外理不尽の儀にて、享保度訴訟方進退に相成候芝地は、其頃玉川西手訴訟方地先わずかの場所に候処、地所かすめ取るべきと享保度の玉川筋熊川村ガケ下通り相流候おもむき申紛わし候段心得がたく（以下略）（『近世2』31）

享保年間の多摩川は、熊川村下から二〇〇間（三六五メートル）余離れて流れていたが、洪水の折には激流によって崖が削られて崩落し、民家や畑などが流されることがしばしばおきている。現在は下草花村側へ流れが寄っているので、天保年間以来、自村下の以前検地を受けて、現在は流失地となっているところを開墾し、用水も福生村水田の流末をもらって稲作をおこない、大変な難儀をして堤防などを設置して、ようやく今年は雨が少かったために相当量の収穫を得たところである。これをみて下草花村ではこの水田を奪い取る計画から、理由もなくはるか昔の平沢村と下草花村の争いのときの判決文なども出して、場所違いの難題をもちかけて熊川村を訴えている。もともと下草花村は熊川村の北々西に当り福生村の対岸に位置する村である。たとい先方のいうように見通し線から上流が下草花

村分であったとしても、境界争いの相手は福生村や平沢村のはずである。その上享保年間の多摩川の流れの位置にしたがったとしても、川の西側にも熊川村持分の土地があり、さらに現在でも洪水によって崖崩れがおこり、上部の民家が崩れ流されている状態がつづいているのに、熊川村の崖下から河原全体を下草花村のものであるとのいい分は、法外理不尽なことであって、享保年間平沢村との争いの際に下草花村持分となったところは、多摩川の西寄り下草花村下のわずかな土地でしかなかったのに、耕地をかすめとるたくらみから、右のような訴えをおこされたことは心外である。

訴状の中で、原告主張の最大のよりどころとなった享保十一年（一七三六）の平沢村との多摩川をめぐる、訴訟事件についてふれてみよう。

八代將軍吉宗は、当時進行していた幕府財政の危機を阻止するための、いわゆる享保改革の一環として、全国的な規模で新田の開拓を奨励したことは前述のとおりである。享保九年、代官岩手藤左衛門の見立てによる河原芝地の開発が活発化し、この地域でも沿岸村々が競って新田造成に着手した。この際熊川・二ノ宮・草花・平沢の四か村が、境界問題で紛糾し、最後までもつれた平沢村と草花村が訴訟に入ったものであるが、提訴したのがどちらの村であるのかも判然としない。事件は和解することなく同一一年一二月に至り「平井川古川を境、北東の方下草花地先の河原、自今草花村支配仕り、平沢村より一切差いろうべからず」との草花村有利の裁許（判決）を得たといわれる。この判決文を拡大解釈し、平井川古川跡から熊川神社を見通した線の上流と、その頃多摩川の本流は東寄り、熊川村崖下を流れていたものであるから、河原幅全体が当村のものである、というのが下草花村の主張である。この裁許状の文言をうしろ楯にして、熊川村と相争うが、現在下草花村旧家資料中に、この裁許状の写しは勿論、享保の訴訟事件を示す

ものはまったく見当らない。しかしこの事件の際、一方の当事者であった平沢村名主与兵衛方に「享保十一年下草花村平沢村境論絵図面」（内田嘉一郎家文書・秋川市平沢）一葉が残されていたため、わずかに事件の実在が認められたほどである。

審理開始は、將軍家の法事や市中の火災による評定方の罹災などで大幅に遅れ、第一回目が開かれたのは二月二五日であった。原告側私領名主藤七方（小山茂昌家・秋川市草花）に残る数少ない一件関連資料で、在府中の藤七が懷中したとみられるメモ帳によると、この日下草花村で提出した証拠書類は、享保一年の裁許証文、同九年四か村立会絵図面、明和九年往還出入書類などである。この一回の審理のみで年末のため双方は約一か月間の正月帰村を許されるが、この時点ですでに近隣諸村の仲介の動きも活発化している。

柴崎村（立川市）の名主鈴木平九郎の『公私日記』（立川市教育委員会）によると、嘉永四年（一八五）一二月四日の条では、第一回目の審理が流れたことを記し、翌五年閏二月五日には、事件取扱い方（調停）相談のため、羽村水番人茂十郎、瀬戸岡村名主為助など六人が拝島村名主宅へ集会したこと、同七日の条では争論地所の確認などをおこない、両者の主張を聴取した上で、在府して係争中の両当事者に提示する調停案として、境界線を牛浜坂下から七〇間（一二七メートル）離れた熊川村の死馬捨場付近とすることで、調停役五人の意見の一致をみたことなど、記述の過半をこの一件のために割いている。平九郎はこれの中で「訴訟方（原告）の申口、熊川はけ下まで下草花地内の旨申聞き候えども、多摩川両ふち村々のうち、村前通り少しも進退（身代）^{しんたい}これなき村、ほかに類例これなく（中略）信用相成りがたく（以下略）」と原告側主張の真意を測り兼ねている様子がみえる。この七〇間案が不調に終わったことはその後の経過からみても明らかである。七月四日には争論地に隣接する福生、平沢両村が引き合い（参考人）と

して出廷を命ぜられ、福生村では圭藏の養父文左衛門、平沢村では伝兵衛が出頭している。田村家の日記によると、平沢村の陳述は下草花村に同調する趣旨の発言で、例の見通し線の下流は熊川村崖下まで平沢村分とするものであった。福生村と下草花村境については、福生村主張は、東西は牛浜坂より二ノ宮村突抜け坂見通し、南北は多摩川中央が境とするのに対して、下草花村の主張は、東西は多摩川の本流まで、南北は牛浜下から森山へ通ずる河原道（五日市街道）で、突抜け坂見通しは漁場のみ境界であるとした。このように四者に主張の相違が認められ、訴答両者だけでの立会絵図面の提出は困難と判断した奉行所は、お盆間近まじかのこともあり、一旦帰村させ改めて四か村立会いによる争論地一帯の詳細な絵図面の作製を命じている。「一件中日記」によると、この年正月から盆帰村までに、江戸滞在中の諸費用は熊川一村で、金三八兩二分二朱と錢七六五文で、前年一月初出府からの費用を加えると、この数字は大幅に増加するものと思われる。四か村による争論地の大規模な測量の開始に先立ち、十兵衛は柴崎村平九郎はじめ、調停に動いている近隣村々の名主八、九名にも立会いを依頼している。

測量は訴答引き合いの四か村と調停人立会いのもとに、七月一七日から開始され、途中台風による洪水で牛浜渡船が流失するなどの出来事をまじえながら、二五日まで断続的におこなわれた。測量記録の整理や、評定所へ提出する絵図面の作成は、主に福生村十兵衛宅でおこなわれ、最終的な完了をみたのは八月三日であった。絵図面は四か村が連印し、八月一六日評定所へ提出している。なお記録整理の場を提供した十兵衛の日記「嘉永五壬子日記帳」は八月二日の条に「柴崎（平九郎）羽村より四ツ頃参る、絵図あらまし出来」と書いて、以下余白のままこの年の日記のすべての記述をやめている。現在この測量の際に作られた絵図面は、平沢村与兵衛方と熊川村石川弥八郎方に一葉ずつ残るが、測量記録「論所分間野帳」とあわせて、当時の地形を知る上できわめて興味深い。「野帳」は下草花村名主

宅のものと、石川彌八郎家のものと同一内容のものが二冊伝存し、「下草花帳」は明らかに柴崎村名主鈴木平九郎の筆によるもので、この中で熊川村の中世の用水堀「長者堀」の幻の流路を示唆する重要な書込みを残している。

嘉永五年（八五三）七月の測量は、この訴訟事件の最大の山場であったようで、伝存資料のかなりの部分がこの時期に集中する。こうして月に一回ほどの割合で審理が進む一方で、近隣諸村役人達の斡旋工作も精力的におこなわれていた模様である。

嘉永六年六月評定所は、話合いの進展と争論地所の確認のため係り役人（論所地改め手付）飯原祐左衛門、鈴木幸一郎の両名を派遣、下草花村名主半次郎宅を宿にして論所の見分、両村の村柄調査などに当らせている。両名を迎えて調停工作も進み、河原地所の折半あるいは四分六分割案を両者に提示するが、あくまで熊川村崖下三間に固執する下草花村の強硬姿勢に、斡旋も不調に終る。この経緯を福生村の元名主勘次郎は嘉永六年の「年中行事日記帳」に次のように記している。

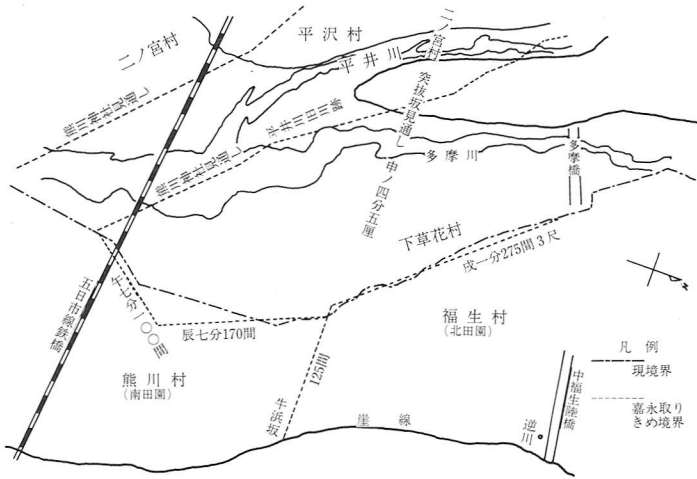
十一日昨日草花論所見分御出で、十三日浦賀本牧おもてへ異国船数艘着いたし江戸大心配、米油其外大高値なり、まこと大変のとり沙汰なり、十五日論所御見分、下草花村御旅宿にて、村役人毎日まかり越し、これによって天王祭相のばし候、今日お吟味強く下草花村はことごとく不首尾にて申立て一切立ち申さず候、十六日下草花の儀一切申立て相立ち申さず、気の毒のいたりなり、熊川村当村は上々の首尾ありがたく候、十八日未明に論所御見分御出立にて御帰府なさる。

原告側主張の不当性と幕府役人の心証の機微をとらえていて、事件の結末さえも予測させるほどであり、村祭を延期してまでも真剣に取組んだ福生・熊川両村の意気込みが感じられる。この年一〇月に入ると、下草花村は従来の主

張に、やや軟化のきざしをみせ、崖下から六〇間（一〇九メートル）まで認める旨の譲歩案を出して来る。「弥八郎日記」（石川彌八郎家文書）一〇月二六日の条では「示談かけ合いいたし候ところ、矢張り右同様六十間の余りは、一切勘弁いたさざる趣申候につき、示談行とどかずそのまま相わかれ」と記している。六〇間とは訴訟の発端となった熊川村造成の水田を、かろうじて認める線である。しかし事件の流れが、有利に運んでいる福生・熊川村は、六〇間案は承服できる条件ではなく、膠着した状態は翌年に持ち越された。嘉永七年四月、評定所は再度地改手付飯原祐左衛門と町田正右衛門の両名を派遣して、強硬に事件の結着を計った。これにあわせて調停人達の和解工作も進行し、事態は急速に解決に向う。両者の合意した線引きは、原告側の当初の主張とは大幅に異なる牛浜坂から一二五間（二二七メートル）の地点を境界とするものであった。下草花村が従来の崖下三間案を放棄した裏には、その主張があまりにも妥当性を欠くものであり、幕府側の心証をそこなったことに加えて、柴崎村名主平九郎をはじめとする調停者側に、被告熊川村を支援する力が働いたことも事実であった。また嘉永六年八月以降、平沢村が村方困窮を理由にこの事件から脱落したように、長期にわたる訴訟費用の累積が村方疲弊の因となって、原告不利のまま終息したものとみられる。双方が取り交わした和解文（済口証文）の大意は次のとおりである。

今般とくと立会の上、地所いち／＼取調候処、福生熊川両村境字牛浜坂下御分間九番杭より、論外二ノ宮村突抜坂へ見通し、申四分五厘百二十五間目より、辰七分百七十間出、同所より熊川村にて玉川古瀬跡と申立て候窪地中央平沢熊川両村熟談いたし候ろ印五番杭へ午七分百間にて引き付け、西方下草花村、東方熊川村と定め、双方申立て候田畑は右境内に籠り候儀と相わかり、猶又同所より古瀬跡中央を、論外二ノ宮村境まで引きつけ、西方平沢村、東方熊川村と相わかり、下草花村と平沢村境の儀は、前々の通り平井川古川筋を境、川上は下草花村、

この流跡に添って引かれたものである。



図Ⅲ-21 嘉永年間取りきめ線引と現境界

川下は平沢村地内と相守り、且又下草花村と福生村境の儀は前書九番杭より前々の通り突抜坂へ見通し百三十間出それより戌一分、二百七十五間三尺にて、ほ印九番杭へ引きつけ、西方下草花村、東方福生村地内と相分り、同杭より川上の方は、玉川瀬筋いづれへ附け寄り候とも、河原中央を地境と相守り候管取りきめ、さては魚漁の儀はいづれへ変地いたし候とも、前々の仕来りの通り相互に差支えなきよう漁事いたし候の事（後略）（『近世2』39）

ここに合意された線引は、十二支の子を真北として一二区分し、各区分をさらに一〇等分した方位度によって計測される。たとえば基線となる牛浜坂下から秋川市二ノ宮二一六番地付近の、つきぬけ坂を見通した申四分五厘の線は、真西から一六・五度南へ寄った方角、辰七分は真東から五一度南寄りの方角にあたる。また牛浜坂下から一二五間離れて、両村の境界点となったところは、文政年間流れたといわれる多摩川の流跡の中央付近で、境界線は

坂へ見通した申四分五厘の線の二二六メートル地点から辰七分の方向へ三〇七メートル進み、さらにそこから午七分（真南から西へ二一度）の方向へ一八一メートルの地点にある平沢・熊川両村の境界点（ろ印五番杭）へ結んだ線の西側を下草花村、東側を熊川村分とすれば、両村の主張している古田畑の面積はたがいの中に含まれるはず、またろ印五番杭から二ノ宮村境へ結んだ線の西側は平沢村、東は熊川村とする。下草花村と平沢村の境界は、前々のおり平井川の旧流跡を境として、川上は下草花村、川下は平沢村とする。下草花村と福生村の境界は、前出の突抜坂見通し線の二三五メートル地点から戌一分（真北から西へ五七度）の方向へ四九八メートル進み西側は下草花村、東を福生村とし、そこから上流は多摩川の本流がどちらへ流れ寄っても、河原の中央を境界として守り、漁業などは以前の慣例にしたがうこと、などを内容としている。

かくて二年七か月におよんだ訴訟事件も、結局和解の形で落着いたが、原告側の当初の目論見^{もくろみ}とは大幅に異なる結果であった。『公私日記』嘉永七年四月二日の条では「下草花地論一件、羽村茂十郎・瀬戸岡為助外二人立入り、熟談相成り（中略）熊川村十分勝利の由なり」と記す。こうした敗北感のためか、下草花村にこの訴訟事件に直接かわる文献資料はきわめて少く、安政七年（一八六〇）の秣場絵図（小山茂昌家文書・秋川市）が、わずかに和解後の下草花村の対応を伝えている。それによると、嘉永訴訟の際にとりきめられた河原芝地のうち約三町歩を、四〇人ほどの農民に分与している。この絵図に貼付された議定書の一節には「今般下モ川原、享保明和両度御高入場所ならびに反高見取銭の場所、小前一同立会相談仕り候処、高瀬表草花折立へ入西ヶ谷戸の儀は、場所相違につき、江入山にて割渡し申し候」との記述があり、下草花村を構成する六集落のうち、前記五集落は秣場を江入山（江里山、草花丘陵）にて割当てたのである。残る一集落は森山地区であるから、絵図中の河原芝地を割当てられたのは、森山の農

民全員と、ほかに嘉永訴訟の際に尽力した者数人に、惣代世話料の名目で一筆ずつ贈られている。このことから河原地をもっとも必要としていたのは森山の農民たちであったことがわかる。多摩川と平井川の合流する尖端部に位置する森山地区の人々にとって、氾濫原は恰好の採草地だったに違いない。慶応二年（一八六六）七月、熊川村をはじめ下草花、平沢、二ノ宮、小川の沿岸五か村は、さきの嘉永訴訟の際にとりきめられた河原地境の再確認をおこなっている。これは福生村と連携して、大規模水田造成工事の着工を目前に控えた、熊川村の要請にもとづいてなされたものと思われる。翌慶応三年、熊川村は福生村をはるかにしのぐ規模の開拓とあわせて、築堤に着手する。「開拓地并堤防等取調縮図」（石川彌八郎家文書）によると、着工から一六年目の明治一五年（一八八二）総工費二万円を費して、総反別二七町七反三畝余の造成と築堤を完了する。この間五度にわたって、開拓地の各戸への有償割当てをおこなっている。しかし工事完了までに数度の洪水に見舞われ、流失堤防の修復や、控堤の増築などに膨大な失費を割いている。工事資金約二万円のうち三割に当る六〇〇〇円は官費による補填^{ほてん}をうけたが、河原農地を入手した一般農民の中には、堤防修復などの労力提供に耐えられず、持地を手放す者が続出したと伝えられている。